

第 8 参 考 资 料

1 延滞金の割合及び還付加算金の割合の推移

ア 延滞金の割合

期間	納期限の翌日から1月を経過する日までの割合	納期限の翌日から1月を経過する日の翌日以後の割合
平成11年12月31日以前	年7.3%	年14.6%
平成12年1月1日～平成13年12月31日	年4.5%	
平成14年1月1日～平成18年12月31日	年4.1%	
平成19年1月1日～平成19年12月31日	年4.4%	
平成20年1月1日～平成20年12月31日	年4.7%	
平成21年1月1日～平成21年12月31日	年4.5%	
平成22年1月1日～平成25年12月31日	年4.3%	
平成26年1月1日～平成26年12月31日	年2.9%	年9.2%
平成27年1月1日～平成28年12月31日	年2.8%	年9.1%
平成29年1月1日～平成29年12月31日	年2.7%	年9.0%

注1 【平成25年12月31日以前】

平成12年1月1日以後の「納期限の翌日から1月を経過する日までの割合」については、「年7.3%」と「特例基準割合（※1）」のいずれか低い割合の適用となる。

※1 前年の11月30日の日本銀行が定める商業手形の基準割引率に4%を加算した割合をいうものである。

注2 【平成26年1月1日以後】

「納期限の翌日から1月を経過する日までの割合」については、「年7.3%」と「特例基準割合（※2）+1%」のいずれか低い割合の適用となる。

「納期限の翌日から1月を経過する日の翌日以後の割合」については、「年14.6%」と「特例基準割合（※2）+7.3%」のいずれか低い割合の適用となる。

※2 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、1%を加算した割合をいうものである。

イ 還付加算金の割合

期間	割合
平成11年12月31日以前	年7.3%
平成12年1月1日～平成13年12月31日	年4.5%
平成14年1月1日～平成18年12月31日	年4.1%
平成19年1月1日～平成19年12月31日	年4.4%
平成20年1月1日～平成20年12月31日	年4.7%
平成21年1月1日～平成21年12月31日	年4.5%
平成22年1月1日～平成25年12月31日	年4.3%
平成26年1月1日～平成26年12月31日	年1.9%
平成27年1月1日～平成28年12月31日	年1.8%
平成29年1月1日～平成29年12月31日	年1.7%

注1 平成12年1月1日以後の還付加算金の割合については、「年7.3%」と「特例基準割合」のいずれか低い割合の適用となる。

2 過去10年間に於ける調定・収入等の状況の推移 (県税全体)

年度		調定 ①		収入 ②		収入率 (②/①)		欠損 ③	
		額	対前年 増減(%)	額	対前年 増減(%)	率(%)	対前年 増減(p)	額	対前年 増減(%)
19	現年	103,357,959	15.65	102,341,726	15.42	99.02	▲ 0.19	1,020	112.94
	繰越	1,841,832	▲ 6.07	479,329	▲ 10.03	26.02	▲ 1.15	179,841	▲ 35.11
	合計	105,199,791	15.18	102,821,055	15.27	97.74	0.08	180,861	▲ 34.86
20	現年	97,139,513	▲ 6.02	96,239,923	▲ 5.96	99.07	0.05	1,837	80.10
	繰越	2,178,311	18.27	555,601	15.91	25.51	▲ 0.51	185,388	3.08
	合計	99,317,824	▲ 5.59	96,795,524	▲ 5.86	97.46	▲ 0.28	187,225	3.52
21	現年	82,575,270	▲ 14.99	81,687,692	▲ 15.12	98.93	▲ 0.14	1,273	▲ 30.70
	繰越	2,325,267	6.75	456,039	▲ 17.92	19.61	▲ 5.90	191,665	3.39
	合計	84,900,537	▲ 14.52	82,143,731	▲ 15.14	96.75	▲ 0.71	192,938	3.05
22	現年	79,210,005	▲ 4.08	78,510,835	▲ 3.89	99.12	0.19	980	▲ 23.02
	繰越	2,554,385	9.85	461,910	1.29	18.08	▲ 1.53	184,079	▲ 3.96
	合計	81,764,390	▲ 3.69	78,972,745	▲ 3.86	96.59	▲ 0.16	185,059	▲ 4.08
23	現年	77,005,309	▲ 2.78	76,383,897	▲ 2.71	99.19	0.07	851	▲ 13.16
	繰越	2,595,792	1.62	476,865	3.24	18.37	0.29	169,137	▲ 8.12
	合計	79,601,101	▲ 2.65	76,860,762	▲ 2.67	96.56	▲ 0.03	169,988	▲ 8.14
24	現年	78,985,353	2.57	78,408,066	2.65	99.27	0.08	818	▲ 3.92
	繰越	2,614,757	0.73	540,019	13.24	20.65	2.28	240,020	41.91
	合計	81,600,110	2.51	78,948,085	2.72	96.75	0.19	240,837	41.68
25	現年	81,669,080	3.40	81,122,976	3.46	99.33	0.06	715	▲ 12.55
	繰越	2,411,282	▲ 7.78	490,981	▲ 9.08	20.36	▲ 0.29	237,823	▲ 0.92
	合計	84,080,362	3.04	81,613,957	3.38	97.07	0.32	238,539	▲ 0.95
26	現年	82,620,570	1.17	82,186,543	1.31	99.47	0.14	1,019	42.52
	繰越	2,217,392	▲ 8.04	462,879	▲ 5.72	20.87	0.51	297,592	25.13
	合計	84,837,962	0.90	82,649,422	1.27	97.42	0.35	298,611	25.18
27	現年	90,218,138	9.20	89,857,300	9.33	99.60	0.13	1,649	61.84
	繰越	1,886,656	▲ 14.92	496,975	7.37	26.34	5.47	162,692	▲ 45.33
	合計	92,104,794	8.57	90,354,275	9.32	98.10	0.68	164,341	▲ 44.96
28	現年	90,958,507	0.82	90,583,066	0.81	99.59	▲ 0.01	469	▲ 71.56
	繰越	1,582,307	▲ 16.13	348,741	▲ 29.83	22.04	▲ 4.30	147,519	▲ 9.33
	合計	92,540,813	0.47	90,931,807	0.64	98.26	0.16	147,988	▲ 9.95

注 数値はそれぞれ端数処理しているため、合計及び対前年増減が一致しないことがある。

単位:千円

未納繰越 ① - (②+③)			個人県民税を除く 未納繰越額	左の対前年度増減	年度	
額	対前年 増減(額)	対前年 増減(%)			現年	繰越
1,015,212	309,870	43.93	346,375	▲ 83,746	現年	19
1,182,663	31,819	2.76	527,261	▲ 14	繰越	
2,197,875	341,689	18.41	873,636	▲ 83,760	合計	
897,753	▲ 117,458	▲ 11.57	219,526	▲ 126,849	現年	20
1,437,321	254,658	21.53	488,487	▲ 38,774	繰越	
2,335,075	137,200	6.24	708,013	▲ 165,623	合計	
886,305	▲ 11,449	▲ 1.28	263,629	44,103	現年	21
1,677,563	240,242	16.71	468,380	▲ 20,107	繰越	
2,563,868	228,793	9.80	732,009	23,996	合計	
698,190	▲ 188,115	▲ 21.22	218,033	▲ 45,596	現年	22
1,908,396	230,833	13.76	494,250	25,870	繰越	
2,606,586	42,718	1.67	712,283	▲ 19,726	合計	
620,561	▲ 77,629	▲ 11.12	181,136	▲ 36,897	現年	23
1,949,790	41,394	2.17	496,211	1,961	繰越	
2,570,351	▲ 36,235	▲ 1.39	677,347	▲ 34,936	合計	
576,470	▲ 44,091	▲ 7.11	132,765	▲ 48,371	現年	24
1,834,718	▲ 115,072	▲ 5.90	465,307	▲ 30,904	繰越	
2,411,188	▲ 159,163	▲ 6.19	598,072	▲ 79,275	合計	
545,389	▲ 31,081	▲ 5.39	114,972	▲ 17,793	現年	25
1,682,477	▲ 152,241	▲ 8.30	410,797	▲ 54,510	繰越	
2,227,866	▲ 183,322	▲ 7.60	525,769	▲ 72,303	合計	
433,008	▲ 112,381	▲ 20.61	134,743	19,771	現年	26
1,456,920	▲ 225,557	▲ 13.41	307,288	▲ 103,509	繰越	
1,889,928	▲ 337,938	▲ 15.17	442,031	▲ 83,738	合計	
359,189	▲ 73,819	▲ 17.05	79,215	▲ 55,528	現年	27
1,226,990	▲ 229,931	▲ 15.78	245,446	▲ 61,843	繰越	
1,586,178	▲ 303,750	▲ 16.07	324,660	▲ 117,371	合計	
374,972	15,783	4.39	102,117	22,902	現年	28
1,086,047	▲ 140,943	▲ 11.49	210,035	▲ 35,410	繰越	
1,461,018	▲ 125,160	▲ 7.89	312,152	▲ 12,508	合計	

3 過去10年間に於ける調定・収入等の状況の推移 (個人県民税)

年度		調定 ①		収入 ②		収入率 (②/①)		欠損 ③	
		額	対前年 増減(%)	額	対前年 増減(%)	率(%)	対前年 増減(p)	額	対前年 増減(%)
19	現年	25,181,101	84.39	24,511,244	83.18	97.34	▲ 0.64	1,020	112.94
	繰越	900,056	1.53	161,902	▲ 8.73	17.99	▲ 2.02	82,751	▲ 3.29
	合計	26,081,157	79.34	24,673,146	81.98	94.60	1.37	83,772	▲ 2.64
20	現年	26,401,773	4.85	25,721,756	4.94	97.42	0.08	1,790	75.49
	繰越	1,316,518	46.27	286,569	77.00	21.77	3.78	81,115	▲ 1.98
	合計	27,718,291	6.28	26,008,325	5.41	93.83	▲ 0.77	82,905	▲ 1.03
21	現年	25,412,149	▲ 3.75	24,788,219	▲ 3.63	97.54	0.12	1,254	▲ 29.94
	繰越	1,622,355	23.23	328,125	14.50	20.23	▲ 1.54	85,047	4.85
	合計	27,034,504	▲ 2.47	25,116,344	▲ 3.43	92.90	▲ 0.93	86,301	4.10
22	現年	23,544,881	▲ 7.35	23,063,752	▲ 6.96	97.96	0.41	972	▲ 22.49
	繰越	1,826,471	12.58	345,844	5.40	18.94	▲ 1.29	66,481	▲ 21.83
	合計	25,371,352	▲ 6.15	23,409,596	▲ 6.80	92.27	0.63	67,453	▲ 21.84
23	現年	22,980,260	▲ 2.40	22,540,241	▲ 2.27	98.09	0.13	594	▲ 38.89
	繰越	1,892,571	3.62	349,927	1.18	18.49	▲ 0.45	89,065	33.97
	合計	24,872,831	▲ 1.96	22,890,168	▲ 2.22	92.03	▲ 0.24	89,659	32.92
24	現年	24,306,126	5.77	23,861,704	5.86	98.17	0.08	717	20.68
	繰越	1,942,117	2.62	384,935	10.00	19.82	1.33	187,771	110.82
	合計	26,248,243	5.53	24,246,639	5.93	92.37	0.34	188,488	110.23
25	現年	24,582,619	1.14	24,151,747	1.22	98.25	0.08	456	▲ 36.39
	繰越	1,814,210	▲ 6.59	372,237	▲ 3.30	20.52	0.70	170,293	▲ 9.31
	合計	26,396,829	0.57	24,523,984	1.14	92.91	0.54	170,749	▲ 9.41
26	現年	24,277,013	▲ 1.24	23,977,950	▲ 0.72	98.77	0.52	798	74.98
	繰越	1,699,843	▲ 6.30	384,261	3.23	22.61	2.09	165,950	▲ 2.55
	合計	25,976,856	▲ 1.59	24,362,211	▲ 0.66	93.78	0.87	166,748	▲ 2.34
27	現年	24,422,330	0.60	24,141,187	0.68	98.85	0.08	1,169	46.54
	繰越	1,445,572	▲ 14.96	341,888	▲ 11.03	23.65	1.04	122,140	▲ 26.40
	合計	25,867,901	▲ 0.42	24,483,075	0.50	94.65	0.87	123,309	▲ 26.05
28	現年	24,930,743	2.08	24,657,474	2.14	98.90	0.06	414	▲ 64.55
	繰越	1,259,928	▲ 12.84	288,553	▲ 15.60	22.90	▲ 0.75	95,364	▲ 21.92
	合計	26,190,671	1.25	24,946,027	1.89	95.25	0.60	95,778	▲ 22.33

注 数値はそれぞれ端数処理しているため、合計及び対前年増減が一致しないことがある。

単位:千円

未納繰越 ① - (②+③)			県税全体に占める 個人県民税の 未納割合 (%)	左の対前年度増減 (p)	年度	
額	対前年 増減 (額)	対前年 増減 (%)			現年	繰越
668,837	393,615	143.02	65.9	26.9	現年	19
655,403	31,835	5.11	55.4	1.2	繰越	
1,324,240	425,450	47.34	60.3	11.9	合計	
678,227	9,390	1.40	75.5	9.6	現年	20
948,834	293,431	44.77	66.0	10.6	繰越	
1,627,061	302,821	22.87	69.7	9.4	合計	
622,676	▲ 55,551	▲ 8.19	70.3	▲ 5.2	現年	21
1,209,183	260,349	27.44	72.1	6.1	繰越	
1,831,859	204,798	12.59	71.4	1.7	合計	
480,157	▲ 142,519	▲ 22.89	68.8	▲ 1.5	現年	22
1,414,146	204,963	16.95	74.1	2.0	繰越	
1,894,303	62,444	3.41	72.7	1.3	合計	
439,425	▲ 40,732	▲ 8.48	70.8	2.0	現年	23
1,453,579	39,433	2.79	74.6	0.5	繰越	
1,893,004	▲ 1,299	▲ 0.07	73.6	0.9	合計	
443,705	4,280	0.97	77.0	6.2	現年	24
1,369,411	▲ 84,168	▲ 5.79	74.6	0.0	繰越	
1,813,116	▲ 79,888	▲ 4.22	75.2	1.6	合計	
430,417	▲ 13,288	▲ 2.99	78.9	1.9	現年	25
1,271,681	▲ 97,730	▲ 7.14	75.6	1.0	繰越	
1,702,097	▲ 111,018	▲ 6.12	76.4	1.2	合計	
298,265	▲ 132,152	▲ 30.70	68.9	▲ 10.0	現年	26
1,149,632	▲ 122,049	▲ 9.60	78.9	3.3	繰越	
1,447,897	▲ 254,200	▲ 14.93	76.6	0.2	合計	
279,974	▲ 18,291	▲ 6.13	77.9	9.0	現年	27
981,544	▲ 168,088	▲ 14.62	80.0	1.1	繰越	
1,261,518	▲ 186,379	▲ 12.87	79.5	2.9	合計	
272,855	▲ 7,119	▲ 2.54	72.8	▲ 5.1	現年	28
876,011	▲ 105,532	▲ 10.75	80.7	0.7	繰越	
1,148,866	▲ 112,651	▲ 8.93	78.6	▲ 0.9	合計	

4 当初予算額の推移

(単位：千円)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
個人県民税	現	22,323,000	23,287,000	23,847,000	24,204,000	24,608,000	23,847,000
	繰	376,000	376,000	344,000	306,000	339,000	295,000
	計	22,699,000	23,663,000	24,191,000	24,510,000	24,947,000	24,142,000
法人県民税	現	3,931,000	3,511,000	3,595,000	3,796,000	3,614,000	3,148,000
	繰	5,000	6,000	8,000	10,000	7,000	3,000
	計	3,936,000	3,517,000	3,603,000	3,806,000	3,621,000	3,151,000
県民税利子割	現	507,000	514,000	366,000	506,000	308,000	184,000
県民税配当割	現	108,000	162,000	165,000	750,000	806,000	614,000
株式等譲渡所得割	現	36,000	38,000	41,000	131,000	353,000	389,000
個人事業税	現	578,000	653,000	641,000	725,000	731,000	764,000
	繰	7,000	8,000	7,000	4,000	5,000	6,000
	計	585,000	661,000	648,000	729,000	736,000	770,000
法人事業税	現	11,116,000	9,336,000	11,022,000	11,903,000	14,808,000	17,717,000
	繰	5,000	5,000	8,000	10,000	6,000	3,000
	計	11,121,000	9,341,000	11,030,000	11,913,000	14,814,000	17,720,000
譲渡割 貨物割 地方消費税	現	8,329,000	8,444,000	7,866,000	10,039,000	13,350,000	15,542,000
	現	321,000	674,000	1,168,000	1,112,000	1,979,000	1,678,000
	計	8,650,000	9,118,000	9,034,000	11,151,000	15,329,000	17,220,000
不動産取得税	現	1,895,000	1,510,000	1,724,000	1,771,000	1,567,000	1,587,000
	繰	22,000	25,000	33,000	28,000	19,000	19,000
	計	1,917,000	1,535,000	1,757,000	1,799,000	1,586,000	1,606,000
県たばこ税	現	1,987,000	2,225,000	1,332,000	1,176,000	1,165,000	1,161,000
	繰	-	-	-	-	-	-
	計	1,987,000	2,225,000	1,332,000	1,176,000	1,165,000	1,161,000
ゴルフ場利用税	現	201,000	196,000	169,000	168,000	169,000	164,000
	繰	-	-	-	-	-	-
	計	201,000	196,000	169,000	168,000	169,000	164,000
自動車取得税	現	1,634,000	1,566,000	1,662,000	1,034,000	1,126,000	1,071,000
軽油引取税	現	9,062,000	9,564,000	9,415,000	9,762,000	9,669,000	9,004,000
	繰	600	400	200	1,000	1,000	300
	計	9,062,600	9,564,400	9,415,200	9,763,000	9,670,000	9,004,300
自動車税	現	14,551,000	14,404,000	14,214,000	14,001,000	13,635,000	13,556,000
	繰	50,000	51,000	51,000	42,000	37,000	38,000
	計	14,601,000	14,455,000	14,265,000	14,043,000	13,672,000	13,594,000
鉾区税	現	14,000	15,000	16,000	15,000	16,000	15,000
	繰	-	-	-	-	-	-
	計	14,000	15,000	16,000	15,000	16,000	15,000
狩猟税	現	30,000	28,000	27,000	21,000	8,000	4,000
産業廃棄物税	現	153,000	270,000	249,000	218,000	215,000	199,000
	繰	247	0	-	-	-	-
	計	153,247	270,000	249,000	218,000	215,000	199,000
県税計	現	76,776,000	76,397,000	77,519,000	81,332,000	88,127,000	90,644,000
	繰	465,847	471,400	451,200	401,000	414,000	364,300
	計	77,241,847	76,868,400	77,970,200	81,733,000	88,541,000	91,008,300

5 平成28年度決算額の増減理由

(単位：百万円)

	番号	平成27年度	平成28年度	増減額	主 な 税 目 の 増 減 理 由
個人県民税	1	24,483	24,946	463	納税義務者・所得総額の増
県民税配当割	2	632	307	△ 325	マイナス金利による投資信託等の受取配当の減
県民税株式等譲渡所得割	3	435	163	△ 272	28年上期の株価低迷による減
法人県民税	4	3,822	3,217	△ 605	地方法人税創設に伴う税率引下げによる減
県民税利子割	5	327	272	△ 55	マイナス金利と公社債の配当割への移行による減
個人事業税	6	761	772	11	事業所得の増
法人事業税	7	15,132	17,539	2,407	堅調な企業業績と地方法人特別税からの一部復元による増
地方消費税	8	17,579	16,684	△ 895	個人消費の低迷及び26年4月の税率引上げにより27年度の払込額が平年ベースより大きかった反動による減
譲渡割	9	16,065	15,331	△ 734	—
貨物割	10	1,514	1,353	△ 161	—
不動産取得税	11	1,624	1,695	71	店舗等非木造家屋の増
県たばこ税	12	1,219	1,181	△ 38	喫煙人口の減
ゴルフ場利用税	13	181	172	△ 9	ゴルフ人口の減少や高齢化による特例・非課税利用の増
自動車取得税	14	1,241	1,369	128	低燃費車を中心とした自動車販売の持ち直しと燃費不正による修正申告による増
軽油引取税	15	8,814	8,725	△ 89	燃費性能の向上による需要の減
自動車税	16	13,830	13,672	△ 158	保有台数の減
鉱区税	17	16	15	△ 1	—
狩猟税	18	4	4	0	—
産業廃棄物税	19	254	199	△ 55	廃棄物の減少と前年度に過年度分の調定があったことによる反動減
合 計	20	90,354	90,932	578	—

注 この調は、現年課税分と滞納繰越分の合計額により作成した。

6 秋田県水と緑の森づくり税の収入額の推移

(現年課税分と滞納繰越分の合計額)

年度 区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
個人県民税 均等割超過課税分	千円 358,056	千円 389,750	千円 376,124	千円 374,663	千円 377,385
法人県民税 均等割超過課税分	17,448	80,214	86,804	85,865	86,151
合計	375,504	469,964	462,928	460,528	463,536
年度 区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	累計
個人県民税 均等割超過課税分	千円 382,589	千円 374,040	千円 371,420	千円 375,351	千円 3,379,378
法人県民税 均等割超過課税分	86,454	85,828	84,248	88,319	701,331
合計	469,043	459,868	455,668	463,670	4,080,709

注 1 個人県民税均等割超過課税分については、均等割が課税される個人で、1月1日に県内に住所がある個人及び県内に家屋敷等を持っている個人に対して、年額800円で課税している。

法人県民税均等割超過課税分については、県内に事務所等を持っている法人に対して、資本金等の額に応じてその均等割額の8%相当額で課税している。(一事業年度当たり1,600円、4,000円、10,400円、43,200円、64,000円のいずれかの額)

2 平成20年度の法人県民税均等割超過課税分については、平成20年4月1日以後に開始する事業年度等から適用したこと、及び大宗を占める3月決算法人の確定申告・納付が主に平成21年5月以降だったこと、の理由により、平成21年度以降の収入額に比べ少額となったものである。

なお、個人県民税均等割超過課税分については、平成20年度以後の年度分から適用している。



秋田県水と緑のマスコット「森っち」

第59回全国植樹祭の大会マスコットとして活躍した「森っち」は、平成21年1月より「秋田県水と緑のマスコット」として活躍しています。

7 法人関係税の収入額等の推移

(単位:千円、%)

年度	法人 県民税	法人 事業税	①+②	前年比	地方法人 特別税 (納付額)	③+④	前年比	地方法人 特別税 (払込額)	地方法人 特別譲与 税	⑦-⑥
	①	②	③		④	⑤		⑥	⑦	
21	3,050,068	12,191,403	15,241,471	57.6	3,265,333	18,506,804	70.0	2,842,954	5,535,251	2,692,297
22	3,541,317	10,338,644	13,879,961	91.1	7,446,216	21,326,177	115.2	7,052,153	12,237,225	5,185,072
23	3,436,785	9,495,791	12,932,576	93.2	7,082,241	20,014,817	93.9	6,727,725	12,700,251	5,972,526
24	3,606,668	10,098,629	13,705,297	106.0	7,784,159	21,489,456	107.4	7,516,421	13,020,225	5,503,804
25	3,755,027	12,155,848	15,910,875	116.1	9,788,949	25,699,824	119.6	9,511,129	15,740,308	6,229,179
26	4,140,429	13,755,118	17,895,547	112.5	11,354,079	29,249,626	113.8	10,884,027	18,995,188	8,111,161
27	3,821,697	15,132,455	18,954,152	105.9	9,475,237	28,429,389	97.2	9,422,615	17,087,908	7,665,293
28	3,217,210	17,538,579	20,755,789	109.5	7,827,327	28,583,116	100.5	7,588,895	13,937,971	6,349,076

注 1 地方法人特別税は、平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用。

2 地方法人特別税は、法人事業税と併せて都道府県に申告納付。都道府県は、納付月の翌々月までに、国に払い込む。

3 地方法人特別税(納付額)④は、県が法人事業税と併せて還付した地方法人特別税のうち、歳入から支出(下戻し)した還付額を控除した後、予算から支出した還付額を控除する前の額。

4 地方法人特別税は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から一部が法人事業税に還元し、併せて法人県民税の一部が地方法人税として国税化。

<参考> 県税に係る還付金等の支出実績※の推移

(単位:百万円)

区分 年度	法人 県民税	法人 事業税	その 他 の 税	還付金合計		当初予算額	備考
					対前年増減		
20	290	938	61	1,290	473	1,325	平成20年度税制改正において、地方法人特別税が創設された。その後、平成26年度税制改正において、地方法人特別税の一部が法人事業税に還元され、併せて法人県民税の一部が国税化した。(上表欄外参照)そのため、税収及び還付金も制度改正の影響により変動している。
21	678	2,718	54	3,450	2,160	2,600	
22	115	243	66	424	△ 3,026	1,350	
23	152	291	60	504	80	700	
24	142	301	39	482	△ 22	635	
25	124	332	46	503	21	657	
26	112	221	52	385	△ 118	911	
27	165	457	35	657	272	650	
28	101	460	61	622	△ 35	911	

※ 歳出予算から支出した還付金及び還付加算金の実績。

8 経済成長率、金利及び株価の推移

ア 経済成長率

(単位：%、百万円)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実質	全国	0.5	0.9	2.6	△ 0.5	1.3	1.3
	秋田県	2.9	△ 0.5	0.2	△ 1.6	△ 1.6	—
名目	全国	△ 1.1	0.2	2.6	2.0	2.7	1.1
	秋田県	1.4	△ 0.5	0.2	0.0	△ 0.4	—
参考	県税収入①	76,861	78,948	81,614	82,649	90,354	90,932
	地特税収②	7,082	7,785	9,788	11,354	9,475	7,827
	①+② ③	83,943	86,733	91,402	94,003	99,829	98,759
	③の前年比	△ 2.9	3.3	5.4	2.8	6.2	△ 1.1
	③のうち 法人三税④	20,015	21,489	25,700	29,250	28,429	28,583
	④の前年比	△ 6.1	7.4	19.6	13.8	△ 2.8	0.5

- 注 1 全国の値は「国民経済計算（内閣府）（四半期別GDP速報（平成29年9月発表））」による（平成28年度は速報値）。
 2 秋田県の値は「秋田県県民経済計算」による（平成27年度は速報値。平成28年度は本書作成日現在未発表）。
 3 値は、過去に遡及して随時改定されるため、過去に公表された値と一致しないことがある。
 4 参考中「地特」は、地方法人特別税。「法人三税」は、法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税の計である。

イ 預金及び国債の金利及び残高

(単位：%、億円)

	定期預金/ 300万円未満 ／1年	預金残高 (秋田県)	長期国債 (10年)	中期国債 (5年)	国債残高 (家計資産)
平成24年9月	0.026	32,926	0.774	0.198	243,850
平成25年3月	0.026	33,372	0.564	0.131	228,567
平成25年9月	0.026	33,177	0.685	0.243	209,760
平成26年3月	0.026	34,089	0.641	0.197	200,321
平成26年9月	0.026	33,391	0.522	0.167	183,007
平成27年3月	0.026	34,553	0.398	0.131	158,406
平成27年9月	0.026	34,287	0.348	0.062	135,920
平成28年3月	0.021	34,940	-0.049	-0.190	123,732
平成28年9月	0.015	34,266	-0.084	-0.249	119,303
平成29年3月	0.014	35,567	0.067	-0.124	125,263

- 注 1 定期預金金利は、日本銀行「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等」による当該月の最終週の月曜日の数値である。
 2 預金残高は、日本銀行「都道府県別預金／預金合計／国内銀行」による。
 3 国債金利は、財務省ホームページ「国債金利情報」による当該月の末営業日の数値である。
 4 国債残高は、日本銀行「資金循環（08SNA）」による。

ウ 株価（日経平均株価）

(単位：円)

平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
11,488.76	16,111.43	17,225.83	15,307.78	8,859.56	10,546.44	10,228.92

平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
8,455.35	10,395.18	16,291.31	17,450.77	19,033.71	19,114.37

注 各年の12月末現在の値である。

9 新設住宅着工戸数等の推移

年・年度 着工等区分		平成24年（度）	平成25年（度）	平成26年（度）	平成27年（度）	平成28年（度）
		着工戸数（戸）	3,668	4,421	3,776	3,853
構造別内訳	木造	3,273	3,960	3,277	3,478	3,562
	SRC造	-	-	-	-	-
	RC造	98	41	117	1	166
	S造	296	420	382	374	456
	CB造	1	-	-	-	-
	その他造	-	-	-	-	-
利用別内訳	持家	2,658	3,204	2,474	2,501	2,669
	貸家	615	876	968	1,016	1,128
	給与住宅	60	31	14	19	10
	分譲住宅	335	310	320	317	377
工法別内訳	在来工法	2,949	3,420	2,967	2,897	3,226
	プレハブ工法	349	455	401	408	482
	2×4工法	370	546	408	548	476
着工面積（㎡）	425,960	521,180	412,827	406,627	437,400	
不動産取得税 現年調定額（千円）	1,655,536	1,826,197	1,725,135	1,566,445	1,749,937	
内調定 訳額	うち、原始取得分	732,866	908,254	685,125	654,151	655,971
	うち、専用住宅	162,796	160,566	176,060	137,782	109,350

- 注1 着工戸数及び着工面積に係る統計の出典は、秋田県建設部建築住宅課集計「新設住宅着工統計集計表」（秋田県公式Webサイト[美の国あきたネット]に掲載）。
- 2 着工戸数及び着工面積の統計については暦年（1月から12月まで）で、調定額については会計年度で計上した。
- （木造家屋については、原則として建築年（暦年）の翌年度（会計年度）課税となるため。）
- 3 上表の略称の定義は次のとおり：SRC造＝鉄骨鉄筋コンクリート造。RC造＝鉄筋コンクリート造。S造＝鉄骨造。CB造＝コンクリートブロック造。その他造＝石造・煉瓦造・無筋コンクリート造・無筋コンクリートブロック造・その他の分類に該当しない構造のもの。

持家＝建築主が自分で居住する目的で建築するもの。貸家＝建築主が賃貸する目的で建築するもの。給与住宅＝会社・官公署・学校等がその社員・職員・教員等を居住させる目的で建築するもの。分譲住宅＝建て売り又は分譲の目的で建築するもの。

在来工法＝プレハブ工法・枠組壁工法以外の工法。プレハブ工法＝住宅の主要構造部の壁・柱・梁・屋根又は階段等の部材を機械的方法で大量に工場生産し、現場において、これらの部材により組立建築を行う工法。2×4工法＝枠組壁工法（ツーバイフォー工法）。

10 自動車二税に係る課税台数等の推移

ア 登録・届出台数と課税台数(自動車取得税)等の推移【新車】

		番号	24年度	対前年 増減	25年度	対前年 増減	26年度	対前年 増減	27年度	対前年 増減	28年度	対前年 増減
			台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
登録・届出台数	登録自動車	1	26,725	1,193	28,841	2,116	25,304	△ 3,537	24,692	△ 612	26,346	1,654
	軽自動車	2	26,047	3,922	31,053	5,006	28,262	△ 2,791	24,322	△ 3,940	21,332	△ 2,990
	計	3	52,772	5,115	59,894	7,122	53,566	△ 6,328	49,014	△ 4,552	47,678	△ 1,336
	前年比(%)	4	110.7	—	113.5	—	89.4	—	91.5	—	97.3	—
課税台数	登録自動車	5	18,025	△ 1,361	18,775	750	14,355	△ 4,420	16,073	1,718	17,600	1,527
	軽自動車	6	19,202	△ 2,608	13,459	△ 5,743	9,675	△ 3,784	19,397	9,722	16,761	△ 2,636
	計	7	37,227	△ 3,969	32,234	△ 4,993	24,030	△ 8,204	35,470	11,440	34,361	△ 1,109
	前年比(%)	8	90.4	—	86.6	—	74.5	—	147.6	—	96.9	—
エコカー減税適用台数	登録自動車	9	16,394	△ 2,921	18,871	2,477	19,019	148	16,855	△ 2,164	19,520	2,665
	軽自動車	10	16,080	3,520	22,276	6,196	21,471	△ 805	17,836	△ 3,635	14,587	△ 3,249
	計	11	32,474	599	41,147	8,673	40,490	△ 657	34,691	△ 5,799	34,107	△ 584
	前年比(%)	12	101.9	—	126.7	—	98.4	—	85.7	—	98.3	—
うち非課税台数のうちエコカー減税適用の	登録自動車	13	7,410	2,530	8,645	1,235	9,947	1,302	7,652	△ 2,295	7,826	174
	軽自動車	14	6,502	6,483	17,302	10,800	18,388	1,086	4,672	△ 13,716	4,386	△ 286
	計	15	13,912	9,013	25,947	12,035	28,335	2,388	12,324	△ 16,011	12,212	△ 112
	前年比(%)	16	284.0	—	186.5	—	109.2	—	43.5	—	99.1	—

- 注 1 「登録・届出台数」は、国土交通省東北運輸局ホームページに掲載の「管内新車新規登録台数」による。(登録自動車には大型特殊を含む。48及び50頁の①は申告書の集計値であるため、この表の登録・届出台数とは一致しない。)
- 2 「課税台数」には、非課税(エコカー減税によるものを含む。)、減免及び免税点以下に係る台数は含まれない。
- 3 「エコカー減税適用台数」には、中古車特例に係る台数は含まれない。
- 4 エコカー減税の適用基準は、税制改正により、平成23年度以前と平成24年度以降、平成26年度以前と平成27年度以降とは異なる。

【参考】 (いわゆる「エコカー」に対する優遇制度等について)

(ア) エコカーに関する補助金について

(国の制度) エコカー補助金。一定の環境要件に合致する新車を購入し、一年間使用する者に対して補助金を交付する制度で次の期間に実施された。

- (1) 平成21年4月10日～平成22年9月7日
- (2) 平成23年12月20日～平成24年9月21日

(イ) エコカー減税について

いわゆる「エコカー減税」は、電気自動車やプラグインハイブリッド車、国土交通省が定める排ガスと燃費の基準をクリアした自動車など環境負荷の小さい自動車について、自動車取得税と自動車重量税(国税)を軽減する措置。

平成20年度までは低公害車特例として実施。平成21年度から適用基準を改め、時限的軽減措置として実施。平成24年度には適用基準を見直し、軽減対象を環境性能に極めて優れた自動車に重点化して実施。実施期間は、平成31年3月31日まで。(平成29年度税制改正により平成31年3月31日まで延長。)

イ 登録自動車と軽自動車の保有台数の推移

	24年度	対前年 増減	25年度	対前年 増減	26年度	対前年 増減	27年度	対前年 増減	28年度	対前年 増減
	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
登録自動車	439,980	△ 3,822	435,124	△ 4,856	428,747	△ 6,377	424,621	△ 4,126	423,712	△ 909
軽自動車	367,570	6,846	376,109	8,539	381,147	5,038	383,112	1,965	382,197	△ 915
(参考) 上記のうち ディーゼル車	72,115	△ 2,365	70,450	△ 1,665	69,051	△ 1,399	68,226	△ 825	67,886	△ 340

- 注 1 「登録自動車」及び「軽自動車」の台数は、国土交通省東北運輸局のホームページに掲載の「管内自動車保有車両数」(各年度3月末)による。ただし、ディーゼル車の台数(内数)は東北運輸局秋田運輸支局による。
- 2 「登録自動車」とは、道路運送車両法の規定により自動車の登録ファイルへの登録が義務づけられた自動車で、小型自動車や普通自動車等をいい、大型特殊を含み、軽自動車を除く。
- 3 「軽自動車」には、軽二輪が含まれる。

ウ 乗用車(自家用)の排気量別課税台数(自動車税)の推移

自動車の 排気量	番号	24年度	対前年 増減	25年度	対前年 増減	26年度	対前年 増減	27年度	対前年 増減	28年度	対前年 増減	番号
		台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	
1,000CC以下	1	15,908	△ 325	15,294	△ 614	14,743	△ 551	14,322	△ 421	13,934	△ 388	1
1,000CC超 1,500CC以下	2	151,359	4,032	154,191	2,832	155,446	1,255	155,688	242	156,433	745	2
1,500CC超 2,000CC以下	3	112,581	△ 2,043	110,240	△ 2,341	107,385	△ 2,855	105,220	△ 2,165	103,837	△ 1,383	3
2,000CC超 2,500CC以下	4	50,077	△ 1,688	48,076	△ 2,001	46,670	△ 1,406	44,759	△ 1,911	43,445	△ 1,314	4
2,500CC超 3,000CC以下	5	16,109	△ 1,231	14,740	△ 1,369	13,503	△ 1,237	12,186	△ 1,317	11,157	△ 1,029	5
3,000CC超 3,500CC以下	6	7,095	△ 336	6,712	△ 383	6,478	△ 234	6,067	△ 411	5,799	△ 268	6
3,500CC超 4,000CC以下	7	1,877	△ 73	1,762	△ 115	1,690	△ 72	1,573	△ 117	1,504	△ 69	7
4,000CC超 4,500CC以下	8	1,347	△ 15	1,318	△ 29	1,248	△ 70	1,167	△ 81	1,099	△ 68	8
4,500CC超 6,000CC以下	9	890	16	899	9	955	56	942	△ 13	916	△ 26	9
6,000CC超	10	28	4	30	2	31	1	28	△ 3	36	8	10
電気自動車等	11	129	107	257	128	420	163	578	158	653	75	11
計	12	357,400	△ 1,552	353,519	△ 3,881	348,569	△ 4,950	342,530	△ 6,039	338,813	△ 3,717	12
前年比(%)	13	99.6	—	98.9	—	98.6	—	98.3	—	98.9	—	13
(参考) 総課税台数	14	422,825	△ 2,573	418,519	△ 4,306	413,067	△ 5,452	406,350	△ 6,717	401,851	△ 4,499	14

- 注 1 各台数は、各年度の賦課期日現在の台数。非課税及び課税免除を含まず、身障減免を含む。
- 2 番号11の「電気自動車等」は、電気自動車及び天然ガス自動車を指す。
- 3 番号14の「総課税台数」は、この表に掲げた自動車(自家用乗用車)以外の車種・用途の自動車を含んだ自動車税の課税台数の総数。非課税及び課税免除を含まず、身障減免を含むため、56～67頁の「課税台数」と一致しないことがある。

11 秋田県の人口及び世帯数の推移

ア 人口

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
鹿角市	34,080	33,785	33,199	32,644	32,096
小坂町	5,858	5,789	5,652	5,479	5,355
大館市	77,908	77,527	76,504	75,499	74,434
北秋田市	35,637	35,304	34,653	33,975	33,344
上小阿仁村	2,697	2,644	2,566	2,498	2,423
能代市	58,324	57,802	56,810	56,010	55,056
藤里町	3,781	3,733	3,615	3,520	3,480
三種町	18,766	18,536	18,117	17,751	17,372
八峰町	8,167	8,075	7,863	7,649	7,495
秋田市	319,453	319,370	317,733	315,715	313,543
男鹿市	31,317	30,873	30,177	29,611	28,992
潟上市	34,254	34,098	33,895	33,722	33,442
五城目町	10,559	10,402	10,187	9,970	9,762
八郎潟町	6,480	6,423	6,313	6,181	6,089
井川町	5,286	5,239	5,152	5,048	4,948
大潟村	3,240	3,284	3,273	3,233	3,202
由利本荘市	83,509	82,886	81,701	80,534	79,426
にかほ市	27,166	26,932	26,395	25,943	25,472
大仙市	87,994	87,546	86,424	85,202	83,897
仙北市	29,319	29,039	28,518	28,009	27,443
美郷町	21,429	21,212	20,877	20,601	20,259
横手市	97,677	97,004	95,605	94,197	92,875
湯沢市	50,258	49,703	48,804	47,922	46,947
羽後町	16,701	16,585	16,258	15,866	15,581
東成瀬村	2,765	2,747	2,697	2,657	2,626
計	1,072,625	1,066,538	1,052,988	1,039,436	1,025,559

イ 世帯数

(単位：世帯)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
鹿角市	13,280	13,256	13,230	13,109	13,052
小坂町	2,557	2,542	2,503	2,469	2,436
大館市	31,160	31,274	31,312	31,398	31,346
北秋田市	14,253	14,144	14,173	14,068	14,059
上小阿仁村	1,188	1,178	1,168	1,138	1,131
能代市	24,486	24,483	24,516	24,492	24,409
藤里町	1,460	1,452	1,431	1,404	1,402
三種町	6,965	6,978	6,953	6,932	6,898
八峰町	3,126	3,111	3,121	3,093	3,080
秋田市	140,000	140,945	141,772	142,354	142,731
男鹿市	13,257	13,241	13,215	13,202	13,135
潟上市	13,195	13,236	13,312	13,469	13,559
五城目町	4,165	4,152	4,178	4,140	4,105
八郎潟町	2,487	2,479	2,470	2,464	2,463
井川町	1,764	1,756	1,753	1,746	1,739
大潟村	1,013	1,068	1,081	1,074	1,085
由利本荘市	29,993	30,238	30,248	30,331	30,341
にかほ市	9,473	9,445	9,396	9,380	9,325
大仙市	30,856	30,962	30,993	31,039	31,139
仙北市	10,787	10,750	10,734	10,654	10,583
美郷町	6,680	6,658	6,636	6,649	6,634
横手市	34,108	34,163	34,248	34,142	34,121
湯沢市	18,149	18,113	18,030	18,006	17,933
羽後町	5,342	5,338	5,319	5,300	5,275
東成瀬村	881	877	864	860	857
計	420,625	421,839	422,656	422,913	422,838

注 上記の人口及び世帯数の各年度の数値は、当該年度末現在（平成25年度からは当該年度の1月1日現在）の住民基本台帳に記載されている数値につき、総務省が「【日本人住民】住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」として公表した数値である。

12 租税負担状況

(平成24年度～平成27年度)

	番号	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度			
		全 国	秋田県	対全 国比	全 国	秋田県	対全 国比	全 国	秋田県	対全 国比	全 国	秋田県	対全 国比	
分配国民所得	1	百万円	百万円	%	百万円	百万円	%	百万円	百万円	%	百万円	百万円	%	
分 配 国 民 所 得	1	359,826,700	2,562,480	0.7	374,006,300	2,581,031	0.7	378,318,300	2,558,180	0.7	388,460,400	2,532,384	0.7	
納税額	国 税	2	46,917,960	139,630	0.3	50,180,052	138,848	0.3	57,236,124	162,880	0.3	62,601,554	177,529	0.3
	都道府県税	3	14,145,587	90,512	0.6	14,773,853	93,159	0.6	15,683,495	97,341	0.6	18,022,240	114,129	0.6
	市町村税	4	20,315,173	111,009	0.5	20,600,433	112,598	0.5	21,101,956	112,670	0.5	21,076,323	110,982	0.5
	計	5	81,378,720	341,151	0.4	85,554,338	344,605	0.4	94,021,575	372,891	0.4	101,700,117	402,640	0.4
人 口	6	人	人		人	人		人	人		人	人		
	6	126,393,679	1,072,625	0.8	126,434,634	1,066,538	0.8	126,163,576	1,052,988	0.8	125,891,741	1,039,436	0.8	
世 帯 数	7	世帯	世帯		世帯	世帯		世帯	世帯		世帯	世帯		
	7	54,166,316	420,625	0.8	54,514,453	421,839	0.8	54,921,464	422,656	0.8	55,811,969	422,913	0.8	
国県負 民所得に 対する率	国 税	8	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
		8	13.4	5.4	-	14.0	5.4	-	15.7	6.3	-	16.1	7.0	-
	都道府県税	9	4.0	3.5	-	4.1	3.6	-	4.3	3.8	-	4.6	4.5	-
	市町村税	10	5.8	4.3	-	5.7	4.4	-	5.8	4.4	-	5.4	4.4	-
計	11	23.2	13.3	-	23.8	13.3	-	25.8	14.5	-	26.2	15.9	-	
一人当り負担額	国 税	12	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		12	371,205	130,176	35.1	396,885	130,186	32.8	453,666	154,684	34.1	497,265	170,794	34.3
	都道府県税	13	111,917	84,384	75.4	116,850	87,347	74.8	124,311	92,443	74.4	143,157	109,799	76.7
	市町村税	14	160,729	103,493	64.4	162,933	105,573	64.8	167,259	107,000	64.0	167,416	106,771	63.8
計	15	643,851	318,052	49.4	676,669	323,106	47.7	745,235	354,127	47.5	807,838	387,364	48.0	
一世帯当り負担額	国 税	16	866,183	331,958	38.3	920,491	329,149	35.8	1,042,145	385,373	37.0	1,121,651	419,777	37.4
	都道府県税	17	261,151	215,185	82.4	271,008	220,840	81.5	285,562	230,308	80.7	322,910	269,864	83.6
	市町村税	18	375,052	263,914	70.4	377,889	266,922	70.6	384,221	266,576	69.4	377,631	262,423	69.5
	計	19	1,502,386	811,057	54.0	1,569,388	816,911	52.1	1,711,928	882,256	51.5	1,822,192	952,063	52.2

- 注 1 分配国民所得は、内閣府「2015（平成27）年度 国民経済計算年次推計」による。
 なお、値は、過去に遡及して随時改定されるため、過去に公表された数値と一致しないことがある。
- 2 分配県民所得は、秋田県企画振興部調査統計課「平成27年度秋田県県民経済計算速報」による。
- 3 納税額は、国税庁「統計情報」及び総務省自治税務局「地方税に関する参考係数資料」を参考としたものであり、都道府県税は都道府県間における地方消費税清算後の額である。
- 4 人口及び世帯数は、総務省自治行政局「【日本人住民】住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」による。
 なお、平成24年度は当該年度の3月31日現在の数字であるが、平成25年度からは当該年度の1月1日現在の数字となっている。
- 5 各項目毎に四捨五入しており、合計が一致しないことがある。

13 平成28年度市町村税徴収実績（秋田県分）

	調 定		収 入		収 入 率	
	調 定 額	前年比	収 入 額	前年比	平成28年度	平成27年度
	千円	%	千円	%	%	%
一 普 通 税	116,419,566	99.4	108,920,913	100.2	93.6	92.8
1 市 町 村 民 税	48,582,439	98.9	46,621,397	99.3	96.0	95.5
(ア) 個 人 分	39,287,554	101.3	37,473,844	101.9	95.4	94.8
(イ) 法 人 分	9,294,885	90.1	9,147,553	90.1	98.4	98.4
2 固 定 資 産 税	57,651,724	99.6	52,268,772	100.9	90.7	89.5
(ア) 純固定資産税	55,884,407	99.6	50,501,455	100.9	90.4	89.2
(イ) 交 付 金	1,767,317	98.9	1,767,317	98.9	100.0	100.0
3 軽 自 動 車 税	2,913,499	114.3	2,758,840	115.2	94.7	94.0
4 市 町 村 た ば こ 税	7,223,724	96.9	7,223,724	96.9	100.0	100.0
5 鉱 産 税	48,180	62.9	48,180	62.9	100.0	100.0
6 特別土地保有税	-	-	-	-	-	100.0
二 目 的 税	2,369,995	99.0	2,278,645	98.8	96.1	96.4
1 入 湯 税	583,454	98.6	540,489	98.8	92.6	92.4
2 事 業 所 税	1,506,246	99.6	1,477,073	98.6	98.1	99.1
3 都 市 計 画 税	280,295	97.0	261,083	99.7	93.1	90.7
三 旧 法 に よ る 税	-	-	-	-	-	-
合 計	118,789,561	99.4	111,199,558	100.2	93.6	92.9

14 東日本大震災に係る減収額等（地方税法附則を根拠とするもの）

税目	実績年度 及び 減収額等 区分 (条項別)	平成23年度 減収額等実績		平成24年度 減収額等実績		平成25年度 減収額等実績		平成26年度 減収額等実績	
		件・台	減収額（円）	件・台	減収額（円）	件・台	減収額（円）	件・台	減収額（円）
不動産取得税	法附則第51条 (代替不動産の取得に係る課税標準の特例)	4	187,000	2	530,200	5	1,297,300	2	158,000
自動車取得税	法附則第52条 (代替自動車等の取得に係る非課税)	93	6,623,400	13	996,100	3	353,800	—	—
自動車税	法附則第54条 (代替自動車等に係る非課税)	234	5,318,500	235	6,874,600	131	4,652,000	2	85,500

税目	実績年度 及び 減収額等 区分 (条項別)	平成27年度 減収額等実績		平成28年度 減収額等実績		累 計	
		件・台	減収額（円）	件・台	減収額（円）	件・台	減収額（円）
不動産取得税	法附則第51条 (代替不動産の取得に係る課税標準の特例)	3	530,900	5	278,000	21	2,981,400
自動車取得税	法附則第52条 (代替自動車等の取得に係る非課税)	—	—	—	—	109	7,973,300
自動車税	法附則第54条 (代替自動車等に係る非課税)	1	15,000	1	45,000	604	16,975,600

15 平成15年度以降の県税の税率等の推移

税 目	課税客体・課税標準等	平成15年度現在
個人県民税	均等割＝定額 所得割＝総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額	税率 均等割 1,000円 所得割 700万円以下 2% 700万円超 3% (総所得金額等が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額(控除対象配偶者等を有する者は36万円加算)以下の者は非課税) 所得控除 雑損控除、医療費控除、社会保険料控除及び小規模企業共済等掛金控除 所得税と同じ 生命保険料控除 最大35,000円 個人年金保険料控除 最大35,000円 損害保険料控除 最大10,000円 寄附金控除 寄附金額の10万円を超える部分(所得金額の合計額の25%上限) 配偶者控除 33万円 老人配偶者控除 38万円 同居特別障害者配偶者(扶養)控除 56万円 同居老人特別障害者配偶者(扶養)控除 61万円 配偶者特別控除 最高33万円 扶養控除 33万円 特定扶養親族扶養控除 45万円 同居特別障害者特定扶養親族扶養控除 68万円 老人扶養控除 38万円 同居老親等扶養控除 45万円 同居老親等特別障害者扶養控除 68万円 基礎控除 33万円 障害者控除 26万円 老年者控除 48万円 特別障害者控除 30万円 寡婦(夫)控除 26万円(30万円) 勤労学生控除 26万円 定率減税 所得割の15%相当(市町村民税と併せて最高4万円)
法人県民税	均等割＝資本等の金額 法人税割＝法人税額	税率 均等割 (1) 資本等の金額50億円超 80万円 (2) 資本等の金額10億円超50億円以下 54万円 (3) 資本等の金額1億円超10億円以下 13万円 (4) 資本等の金額千万円超1億円以下 5万円 (5) (1)～(4)以外 2万円 法人税割 5.8% (資本等の金額が1億円以下、かつ、法人税額が年1,000万円以下の法人(特定目的会社、投資法人及び保険業法に規定する相互会社除く。)については5%。3.4.1～18.3.31間に終了する事業年度について適用)
県民税利子割	支払を受けるべき利子等の額	税率 5%
県民税配当割	支払を受けるべき特定配当等の額	税率 5% (16.1.1～20.3.31間の税率 3%)
県民税株式等譲渡所得割	源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の特定株式等譲渡所得金額	税率 5% (16.1.1～19.12.31間の税率 3%)
個人事業税	個人が行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業に係る所得金額	税率 第1種 5% 第2種 4% 第3種 5% 第3種のうち医業類似業、助産師業、装蹄師業 3% 事業主控除 290万円 白色申告者の事業専従者控除限度額 配偶者 86万円 その他 50万円
法人事業税	法人が行う事業に係る所得金額、収入金額、清算所得金額等	税率 普通法人 所得割 所得のうち年400万円以下 5% 年400万円超800万円以下 7.3% 年800万円超及び清算所得 9.6% 特別法人 年400万円以下 5% 年400万円超及び清算所得 6.6% 3都道府県以上の分割法人で資本等の金額が1,000万円以上 9.6% (特別法人は6.6%) 収入金課税法人 収入割 1.3%
地方消費税	事業者の行う課税資産の譲渡等、保税地域からの課税貨物の引取りに係る消費税額	税率 消費税額の25% (9.4.1以後の譲渡等及び引取り等に適用)
不動産取得税	不動産の取得価格	税率 3% (15.4.1～18.3.31間の取得) ～15.3.31間に取得した土地・住宅以外の家屋 4% ～15.3.31間に取得した住宅 3% 免税点 土地 10万円 新築(増改築)家屋 23万円 その他 12万円 宅地評価土地に係る課税標準の特例 15.1.1～17.12.31間の取得 1/2
県たばこ税	卸売販売業者、輸入業者等から売り渡される製造たばこの本数	税率 1,000本につき 969円 (旧3級品は、1,000本につき461円) (15.7.1以降の売渡し等分) 1,000本につき868円 (旧3級品は、1,000本につき413円) (11.5.1～15.6.30間の売渡し等分)
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用	税率 (1人1日) 1級 1,200円 2級 1,100円 3級 1,000円 4級 900円 5級 800円 6級 700円 7級 600円 8級 500円 9級 400円 非課税 創設 18歳未満の者、70歳以上の者、障害者、国民体育大会でのゴルフ競技選手、学校教育での学生等及び教員
自動車取得税	自動車の取得価額	税率 3% (～20.3.31に取得する軽自動車以外の家用自動車に限り5%) 免税点 15万円 (2.4.1～20.3.31間の取得に限り50万円) 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車に係る控除税率 15.4.1～17.3.31取得 2.7% ハイブリッド自動車(バス・トラック)に係る控除税率 15.4.1～17.3.31取得 2.7% ハイブリッド自動車(バス・トラック以外)に係る控除税率 15.4.1～17.3.31取得 2.2% 低PM認定車 15.4.1～17.3.31取得 1.5% 平成15年排出ガス規制適合車(低公害車)に係る控除税率 15.4.1～15.9.30取得 1% 15.10.1～16.2.29取得0.1% 平成16年 “ ” 15.4.1～16.9.30取得 1% NOx・PM要件達成車に係る控除税率 15.4.1～17.3.31取得(買替) 1.9% 優良低燃費車に係る課税標準控除額 30万円
軽油引取税	元売業者、特約業者からの軽油の引取数量等	税率 1kℓ当たり15,000円 5.12.1～20.3.31間の引取り等に限り32,100円
自動車税	自動車の車種及び排気量並びに用途(トラック、バス等については積載量、乗車定員等)	税率 乗用車 営業用 7,500～ 40,700円 (10段階) 自家用 29,500～ 111,000円 (10段階) トラック 営業用 最大積載量 4～5t 18,500円 自家用 最大積載量 4～5t 25,500円 グリーン化 環境負荷の小さい自動車 50%、25%、13%軽課 (平成13年度及び平成14年度に新車新規登録された自動車について適用) 環境負荷の大きい自動車 10%重課
鉱区税	鉱区等の面積又は延長	税率 砂鉱目的外 試掘鉱区 1haごとに200円 採掘鉱区 1haごとに400円 砂鉱目的 河床 1kmごとに600円 非河床 1haごとに200円 石油・可燃性天然ガス鉱区 試掘鉱区 1haごとに400/3円 採掘鉱区 1haごとに800/3円
狩猟者登録税	狩猟者の登録を受ける者	税率 網・わな猟免許、第1種銃猟免許 所得割額の納付を要する者 10,000円 所得割額の納付を要しない者 4,500円 第2種銃猟免許 3,300円
入猟税	狩猟者の登録を受ける者	税率 網・わな猟免許、第1種銃猟免許 所得割額の納付を要する者 6,500円 所得割額の納付を要しない者 6,500円 第2種銃猟免許 2,200円
産業廃棄物税	産業廃棄物の最終処分場への搬入重量	創設 (16.1.1～) 税率 1トンにつき1,000円

※ 特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例(15.4.1施行) 一定の条件のもと、法人県民税の均等割・不動産取得税・自動車取得税を課さない。

税 目	平成16年度現在	平成17年度現在															
個人県民税	<p>○総所得金額等が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者等を有する者は35万円加算）以下の者には所得割を課さない。</p> <p>○所得割</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (15.1～)</p> <p>(イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 1.6%</p> <p>(ロ) 長期（1年超）保有上場株式等に係る特例 (15.1.1～17.12.31) 1%</p> <p>※(イ)について、税率1%の特例を創設（～20年度） （平成15年度改正）</p> <p>※(ロ)について、廃止 （平成15年度改正）</p> <p>(2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 1.6%</p>	<p>○所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～21年度）</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 1.6%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等のための譲渡所得に対する税率（～21年度）</p> <p>ア 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.3%</p> <p>イ 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 26万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 短期譲渡所得に対する税率 3%</p> <p>（国等に対する譲渡については1.6%）</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1.6%</p>															
法人県民税																	
県民税利子割																	
県民税配当割																	
県民税株式等譲渡所得割																	
個人事業税																	
法人事業税	<p>外形標準課税（資本又は出資の金額が1億円超の法人）</p> <p>付加価値割 0.48%</p> <p>資本割 0.2%</p> <p>所得割</p> <table border="0"> <tr> <td rowspan="4" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td>所得のうち年400万円以下</td> <td>3.8%</td> </tr> <tr> <td>年400万円超800万円以下</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>年800万円超及び清算所得</td> <td>7.2%</td> </tr> <tr> <td>3都道府県以上の分割法人</td> <td>7.2%</td> </tr> </table>	{	所得のうち年400万円以下	3.8%	年400万円超800万円以下	5.5%	年800万円超及び清算所得	7.2%	3都道府県以上の分割法人	7.2%							
{	所得のうち年400万円以下		3.8%														
	年400万円超800万円以下		5.5%														
	年800万円超及び清算所得		7.2%														
	3都道府県以上の分割法人	7.2%															
地方消費税																	
不動産取得税		宅地評価土地に係る課税標準の特例 18.1.1～21.3.31間の取得 1/2															
県たばこ税																	
ゴルフ場利用税																	
自動車取得税	<p>○平成17年排出ガス規制適合車（低公害車）に係る控除税率 16.4.1～17.9.30取得</p> <table border="0"> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td>一定のバス・トラック等</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>一定のディーゼル乗用車</td> <td>1%</td> </tr> </table> <p>○優良低燃費車に係る課税標準控除額 30万円 20万円</p>	{	一定のバス・トラック等	2%	一定のディーゼル乗用車	1%	<p>○電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車に係る控除税率 17.4.1～19.3.31取得 2.7%</p> <p>○ハイブリッド自動車（バス・トラック）に係る控除税率 17.4.1～19.3.31取得 2.7%</p> <p>○ハイブリッド自動車（バス・トラック以外）に係る控除税率 17.4.1～19.3.31取得 2.2%</p> <p>○平成17年排出ガス規制適合車（低公害車）に係る控除税率 一定のバス・トラック等 17.10.1～18.3.31取得 1%</p> <p>○NOx・PM要件達成車に係る控除税率 17.4.1～19.3.31取得（買替） 1.5%</p>										
{	一定のバス・トラック等		2%														
	一定のディーゼル乗用車	1%															
軽油引取税																	
自動車税	<p>グリーン化（平成15年度に新規登録された自動車について適用）</p> <table border="0"> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td>環境負荷の小さい自動車</td> <td>50%軽課</td> </tr> <tr> <td>環境負荷の大きい自動車</td> <td>10%重課</td> </tr> </table> <p>（平成14年度に新規登録された自動車について適用）</p> <table border="0"> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td>環境負荷の小さい自動車</td> <td>50%、25%、13%軽課</td> </tr> <tr> <td>環境負荷の大きい自動車</td> <td>10%重課</td> </tr> </table>	{	環境負荷の小さい自動車	50%軽課	環境負荷の大きい自動車	10%重課	{	環境負荷の小さい自動車	50%、25%、13%軽課	環境負荷の大きい自動車	10%重課	<p>グリーン化（平成16年度に新規登録された自動車について適用）</p> <table border="0"> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td>環境負荷の小さい自動車</td> <td>50%、25%軽課</td> </tr> <tr> <td>環境負荷の大きい自動車</td> <td>10%重課</td> </tr> </table>	{	環境負荷の小さい自動車	50%、25%軽課	環境負荷の大きい自動車	10%重課
{	環境負荷の小さい自動車		50%軽課														
	環境負荷の大きい自動車	10%重課															
{	環境負荷の小さい自動車	50%、25%、13%軽課															
	環境負荷の大きい自動車	10%重課															
{	環境負荷の小さい自動車	50%、25%軽課															
	環境負荷の大きい自動車	10%重課															
鉦 区 税																	
狩 猟 税	<p>創設 (16.4.1～) 狩猟税（狩猟者登録税・入猟税廃止）</p> <table border="0"> <tr> <td rowspan="3" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td>網・わな猟免許 第1種統猟免許</td> <td rowspan="2" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td>所得割額の納付を要する者</td> <td>16,500円</td> </tr> <tr> <td>所得割額の納付を要しない者</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>第2種統猟免許</td> <td>5,500円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	{	網・わな猟免許 第1種統猟免許	{	所得割額の納付を要する者	16,500円	所得割額の納付を要しない者	11,000円	第2種統猟免許	5,500円							
{	網・わな猟免許 第1種統猟免許		{		所得割額の納付を要する者	16,500円											
	所得割額の納付を要しない者			11,000円													
	第2種統猟免許	5,500円															
狩猟者登録税	狩猟者登録税廃止→狩猟税創設																
入 猟 税	入猟税廃止→狩猟税創設																
産業廃棄物税																	

税 目	平成18年度現在	平成19年度現在
個人県民税	<p>○老年者控除廃止（17.1.1施行）</p> <p>○総所得金額等が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者等を有する者は32万円加算）以下の者には所得割を課さない。</p> <p>○定率減税 所得割の7.5%相当（市町村民税と併せて最高2万円）</p> <p>○17.1.1現在で65歳以上に達している者</p> <ul style="list-style-type: none"> 均等割 300円 所得割 3分の1の額で課税 	<p>【国から地方への税源移譲】</p> <p>○平成19年度以後の年度分の所得割（退職所得の分離課税に係る所得割については平成19年1月1日以後の支払いに係るもの）の税率一律4%</p> <p>○17.1.1現在で65歳以上に達している者</p> <ul style="list-style-type: none"> 均等割 600円 所得割 3分の2の額 で課税 <p>○定率減税 廃止</p> <p>○所得割</p> <p>(1)土地等の長期譲渡所得に対する税率</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ)長期譲渡所得 2% (ロ)長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～21年度） <ul style="list-style-type: none"> ア 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% イ 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ハ)長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得 <ul style="list-style-type: none"> ア 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.6% イ 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 96万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 <p>(2)短期譲渡所得に対する税率 3.6% （国等に対する譲渡については2%）</p> <p>(3)株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2% （～20年度に上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等に対する税率 1.2%）</p> <p>(4)先物取引等に係る雑所得等に対する税率 2%</p> <p>(5)土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <ul style="list-style-type: none"> ア又はイのいずれか多い金額 ア 4.8% イ 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額（ただし、平成21年度まで特例不適用）
法人県民税	<p>○均等割＝資本金等の額</p> <p>○法人税割 5.8%（資本金等の額が1億円以下、かつ、法人税額が年1,000万円以下の法人（特定目的会社、投資法人及び保険業法に規定する相互会社除く。）については5%。3.4.1～23.3.31間に終了する事業年度について適用）</p>	<p>○均等割及び法人税割の納税義務者に法人課税信託の引受けを行う人格のない社団等を加える（19.9.30施行）。</p> <p>○法人税割の納税義務者に法人課税信託の引受けを行う個人を加える（19.9.30施行）。</p>
県民税利子割		
県民税配当割		
県民税株式等譲渡所得割		<p>○源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% （20.1.1～20.12.31間の税率 3%）</p>
個人事業税		<p>○助産師業を課税対象事業から除外</p>
法人事業税	<p>○資本割＝資本金等の額</p> <p>○収入金課税法人に少額短期保険業者を加える。</p>	<p>○所得割の納税義務者に法人課税信託の引受けを行う人格のない社団等（個人を含む）を加える（19.9.30施行）。</p> <p>○特定信託所得割を廃止（19.9.30施行）</p>
地方消費税		
不動産取得税	<p>○18.4.1～21.3.31間の取得 3%</p> <p>○18.4.1～20.3.31間の取得 3.5%（住宅以外の家屋）</p>	
県たばこ税	<p>○1,000本につき1,074円（旧3級品は、1,000本につき511円） （18.7.1以降の売渡し等分）</p> <p>○1,000本につき 969円（旧3級品は、1,000本につき461円） （15.7.1～18.6.30間の売渡し等分）</p>	
ゴルフ場利用税		
自動車取得税	<p>○平成17年排出ガス規制適合車（低公害車）に係る控除税率 一定のバス・トラック等</p> <p>18.4.1～20.3.31取得 1%（NOx・PM要件達成車 2%）</p> <p>○優良低燃費車に係る課税標準控除額 30万円 15万円</p>	<p>○電気自動車、一定の天然ガス自動車に係る控除税率</p> <p>19.4.1～21.3.31取得 2.7% （平成17年排出ガス規制適合かつNOx要件達成車に限る）</p> <p>○ハイブリッド自動車（バス・トラック）に係る控除税率 （平成17年排出ガス規制適合かつNOx要件を達成した低燃費車に限る（3.5t以上の場合はPM要件も））</p> <p>19.4.1～21.3.31取得 2.7%</p> <p>○ハイブリッド自動車（バス・トラック以外）に係る控除税率</p> <p>19.4.1～20.3.31取得 2%</p> <p>20.4.1～21.3.31取得 1.8% （平成17年排出ガス規制適合かつNOx要件を達成した低燃費車に限る（3.5t以上の場合はPM要件も））</p> <p>○NOx・PM要件達成車に係る控除税率 19.4.1～21.3.31取得（買替） 1.2%</p> <p>○メタノール自動車に係る控除税率 廃止</p>
軽油引取税		
自動車税	<p>グリーン化（平成17年度に新規登録された自動車について適用）</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境負荷の小さい自動車 50%、25%軽課 環境負荷の大きい自動車 10%重課 	<p>グリーン化</p> <p>環境負荷の小さい自動車 50%、25%軽課 （平成18年度に新車新規登録された自動車について適用）</p> <p>環境負荷の大きい自動車 10%重課</p>
鉱区税		
狩猟税		<p>網・わな猟免許→網猟免許又はわな猟免許（19.4.16～）</p> <p>所得割の納付を要する者 8,200円</p> <p>所得割の納付を要しない者 5,500円</p>
産業廃棄物税		

税 目	平成20年度現在	平成21年度現在
個人県民税	○秋田県水と緑の森づくり税 800円 (均等割の超過課税)	○所得割 (1) 上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等に係る県民税 (～21年度) 1.2% (2) 寄附金税額控除 寄附金額の5,000円を超える分の100分の4 都道府県・市町村への寄附金に係る特例控除 (所得税の限界税率により、50%～90%) } 20.1.1以降の条例で指定する団体への寄附金に係る控除 } 寄附金から適用
法人県民税	○秋田県水と緑の森づくり税 均等割の8%相当額 (超過課税) ○法人でない社団・財団で収益事業を行わないもの 非課税 ○法人でない社団・財団で収益事業を行うもの } 2万円 資本金等の額を有しない法人 (相互会社除く) 一般社団・財団法人、公益社団・財団法人 (20.12.1以降)	
県民税利子割		
県民税配当割	○上場株式等の配当等に係る税率 5% (20.4.1～22.12.31間の税率 3%)	
県民税株式等譲渡所得割	○源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した特定口座) 内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (21.1.1～22.12.31間の税率 3%)	
個人事業税		
法人事業税	【地方法人特別税の創設】 (20.10.1開始の事業年度から) ○所得のうち 外形法人 特別法人 普通法人 年400万円以下 1.5% 2.7% 2.7% 年400万円超800万円以下 2.2% 3.6% 4% 年800万円超及び清算所得 2.9% 3.6% 5.3% 3都道府県以上の分割法人 2.9% 3.6%※ 5.3%※ ※資本金等の額が1,000万円以上の法人にのみ適用 電気・ガス供給業、保険業を行う法人 収入金額の0.7% ※地方法人特別税 (国税) 外形標準課税対象法人 事業税の所得割額の148/100 外形対象以外の所得課税法人 事業税の所得割額の 81/100 電気・ガス供給業、保険業を行う法人 収入割額の 81/100	
地方消費税		
不動産取得税	○20.4.1以降の取得 4% (住宅以外の家屋)	○21.4.1～24.3.31間の取得 (住宅又は土地) 3% ○宅地評価土地に係る課税標準の特例 21.4.1～24.3.31間の取得 1/2
県たばこ税		
ゴルフ場利用税		
自動車取得税	○税率 20.4.1～20.4.30取得 3% 20.5.1～30.3.31取得 5% (軽自動車以外の自家用自動車) ○免税点20.4.1～30.3.31取得 50万円 ○平成17年排出ガス規制適合車 (低公害車) に係る控除税率 一定のバス・トラック等 18.4.1～20.4.30取得 1% (NOx・PM要件達成車 2%) ○平成21年排出ガス規制適合車 (低公害車) に係る控除税率 一定のバス・トラック等 20.5.1～22.3.31取得 2% (12t超 20.5.1～21.9.30取得2%、21.10.1～22.3.31取得1%) 一定のディーゼル乗用車 1% 20.5.1～21.9.30取得 1%、21.10.1～22.3.31取得 0.5% ○優良低燃費車に係る課税標準控除額 30万円 15万円	【目的税→普通税へ】 ○非課税 (すべて新車に限る) 電気自動車、天然ガス自動車 (平成17年排出ガス規制適合かつNOx要件達成車に限る、以下同。)、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車 (平成17年排出ガス規制適合かつNOx要件を達成した低燃費車 (3.5t以上の場合はPM要件も) かつ燃費要件達成車に限る、以下同。)、平成21年排出ガス規制適合のディーゼル乗用車 ○軽減税率 (すべて新車に限る) 平成21年排出ガス規制適合かつ燃費要件達成の一定のバス・トラック等 21.4.1～24.3.31 75% 平成17年排出ガス規制適合かつNOx・PM・燃費要件達成の一定のバス・トラック等 21.4.1～24.3.31 50% ○控除税率 (中古車) 電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車 (バス・トラック) 21.4.1～24.3.31取得 2.7% ハイブリッド自動車 (バス・トラック以外) 21.4.1～24.3.31取得 1.6% プラグインハイブリッド自動車 21.4.1～24.3.31取得 2.4% ○平成21年排出ガス規制適合車 (低公害車) に係る控除税率 (中古車) 一定のバス・トラック等 (ディーゼル) 21.4.1～22.3.31取得 2% (12t超 21.4.1～21.9.30取得2%、21.10.1～22.3.31取得1%) 一定のディーゼル乗用車 1% 21.4.1～21.9.30取得 1%、21.10.1～22.3.31取得 0.5% ○優良低燃費車 税率75%又は50%軽減 (21.4.1～24.3.31取得新車に限る)、課税標準30万円又は15万円控除 (21.4.1～22.3.31取得中古車)
軽油引取税	○1kℓ当たり15,000円 (20.4.1～20.4.30間の引取り等に限る。) ○1kℓ当たり32,100円 (20.5.1～30.3.31間の引取り等に限る。)	【目的税→普通税へ】 ○課税免除 石油化学製品の原料等の用に供する引取り (一定の機械、車両又は装置の電源又は動力源に供する引取りについては、21.4.1～24.3.31の引取り)
自動車税	○グリーン化 環境負荷の小さい自動車 50%、25%軽減 (平成19年度に新車新規登録された自動車について適用) 環境負荷の大きい自動車 10%重課	○グリーン化 環境負荷の小さい自動車 50%、25%軽減 (平成20年度に新車新規登録された自動車について適用) 環境負荷の大きい自動車 10%重課
鉱区税		
狩猟税	対象鳥獣捕獲員に係る税率の特例 (20.4.1～25.3.31に受ける狩猟者の登録 1/2)	
産業廃棄物税		

税 目	平成22年度現在	平成23年度現在
個人県民税	○所得割 (1)土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～26年度） (イ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (2)土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～26年度） (3)上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (22～24年度) 1.2% (4)申告分離選択課税に係る上場株式等の配当所得に対する税率 (22～24年度) 1.2%	
法人県民税		法人税割 5.8%（資本金等の額が1億円以下、かつ、法人税額が年1,000万円以下の法人（特定目的会社、投資法人及び保険業法に規定する相互会社除く。）については5%。3.4.1～28.3.31間に終了する事業年度について適用）
県民税利子割		
県民税配当割	○上場株式等の配当等に係る税率 5% (23.1.1～23.12.31間の税率 3%)	○上場株式等の配当等に係る税率 5% (24.1.1～25.12.31間の税率 3%)
県民税株式等譲渡所得割	○源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (23.1.1～23.12.31間の税率 3%)	○源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (24.1.1～25.12.31間の税率 3%)
個人事業税		
法人事業税	○清算所得課税 廃止 (22.10.1以降の解散又は破産手続開始の決定)	
地方消費税		
不動産取得税		○東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得（～33.3.31取得等）に係る課税標準の特例
県たばこ税	○1,000本につき1,504円（旧3級品は、1,000本につき716円） (22.10.1以降の売渡し等分) ○1,000本につき1,074円（旧3級品は、1,000本につき511円） (18.7.1～22.9.30間の売渡し等分)	
ゴルフ場利用税		
自動車取得税	○軽自動車以外の自家用自動車 5%（当分の間） ○軽減措置 (1)軽減税率（新車に限る） 2.5t超3.5t以下のバス・トラック等で次に掲げるものについて、税率をア及びイについてはその75%、ウについてはその50%を軽減（24.3.31までの取得に限る） ア ディーゼル自動車で平成21年排出ガス基準に適合し、かつ、基準燃費性能を満たすもの イ 平成17年排出ガス基準より75%以上窒素酸化物の排出量が少なく、かつ、基準燃費性能を満たすもの ウ 平成17年排出ガス基準より50%以上窒素酸化物の排出量が少なく、かつ、基準燃費性能を満たすもの (2)控除税率（新車以外） ディーゼル自動車の取得に係る税率の特例措置について、次のとおり対象の拡充及び適用期限の延長 ア 2.5t超3.5t以下のバス・トラック等で(1)アに掲げるものの税率を1%控除（22.8.31までの取得に限る） イ 12tを超えるディーゼル自動車又は車両総重量が3.5トン以下の乗用のディーゼル自動車に係る税率を1%又は0.5%控除する特例措置の適用期限を22.8.31まで延長 ウ 3.5t超12t以下のディーゼル自動車に係る税率を2%控除する特例措置の適用期限を23.8.31まで延長（22.10.1～23.8.31の取得の場合は1%控除） (3)優良低燃費車（新車以外） 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車の取得に係る課税標準の特例措置について、次のとおり対象を拡大し、その適用期限を24.3.31まで延長 ア 2.5t超3.5t以下のバス・トラック等で(1)イに掲げるものについて、取得価額から30万円を控除 イ 2.5t超3.5t以下のバス・トラック等で(1)ウに掲げるものについて、取得価額から15万円を控除	○地域住民の生活に必要な路線で維持が困難となっているものとして条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用バス（24.3.31までの取得）：非課税 ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車の取得（23.3.11～26.3.31取得）に係る非課税
軽油引取税	○1kg当たり32,100円（当分の間） ○揮発油価格高騰時（揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の適用が停止される場合）における税率の特例規定の適用停止（トリガー条項）	○揮発油価格高騰時における税率の特例規定の適用停止措置（トリガー条項）の適用停止（東日本大震災からの復旧状況等を勘案して別に法律で定める日までの間）
自動車税	○グリーン化 環境負荷の小さい自動車 50%、25%軽減 (平成21年度に新車新規登録された自動車に適用) 環境負荷の大きい自動車 10%重課	○グリーン化 環境負荷の小さい自動車 50%軽減 (平成22年度に新車新規登録された自動車に適用) 環境負荷の大きい自動車 10%重課 ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車に係る非課税（23年度～25年度）
鉱区税		
狩猟税		
産業廃棄物税		

税 目	平成24年度現在	平成25年度現在
個人県民税	<ul style="list-style-type: none"> ○年少扶養控除 廃止 (24. 1. 1施行) ○16歳以上19歳未満の者に係る特定扶養親族扶養控除 33万円 (24. 1. 1施行) ○同居特別障害者控除 53万円 (24. 1. 1施行) ○同居特別障害者扶養(配偶者)控除 廃止 (24. 1. 1施行) ○退職所得に係る10%税額控除 廃止 (25. 1. 1以後に支払を受けるべき退職手当等) ○寄附金税額控除 適用下限額を寄附金額2,000円(改正前5,000円)に引下げ。 23. 1. 1以降の 条例で指定する特定非営利活動法人を適用対象 に追加。 	<ul style="list-style-type: none"> ○所得控除 <新契約> 生命保険料控除 個人年金保険料控除 介護医療保険料控除 最大28,000円 <旧契約> 生命保険料控除 個人年金保険料控除 最大35,000円 ○上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (25~26年度) 1. 2% ○申告分離選択課税に係る上場株式等の配当所得に係る県民税 (25~26年度) 1. 2%
法人県民税		
県民税利子割		
県民税配当割		
県民税株式等譲渡所得割		
個人事業税		
法人事業税		
地方消費税		
不動産取得税	<ul style="list-style-type: none"> ○24. 4. 1~27. 3. 31間の取得(住宅又は土地) 3% ○宅地評価土地に係る課税標準の特例 24. 4. 1~27. 3. 31間の取得 1/2 	
県たばこ税		<ul style="list-style-type: none"> ○1,000本につき860円(旧3級品は、1,000本につき411円) (25. 4. 1以降の売渡し等分) ○1,000本につき1,504円(旧3級品は、1,000本につき716円) (22. 10. 1~25. 3. 31間の売渡し等分)
ゴルフ場利用税		
自動車取得税	<ul style="list-style-type: none"> ○非課税(すべて新車に限る。24. 4. 1~27. 3. 31の取得) 電気自動車、一定の天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クワンティム乗用車、一定の中・軽量ガソリン車・ディーゼル車 ○地域住民の生活に必要な路線で維持が困難となっているものとして条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用バス(26. 3. 31までの取得): 非課税 ○75%軽減税率及び50%軽減税率(すべて新車に限る。24. 4. 1~27. 3. 31の取得) ○環境対応車に係る課税標準控除額(新車以外) 45万円、30万円又は15万円(24. 4. 1~27. 3. 31の取得) ○ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー及びASV車に係る課税標準控除額 1,000万円、650万円、350万円、200万円又は100万円(24. 4. 1~27. 3. 31の取得) 	<ul style="list-style-type: none"> ○衝突被害軽減ブレーキを装備した車両総重量5tを超えるバス等(新車、立席のないものに限る。)に係る課税標準控除額 5t超12t以下のバス等(~27. 3. 31の取得) } 12tを超えるバス等(~26. 10. 31の取得) } 350万円
軽油引取税	<ul style="list-style-type: none"> ○課税免除 石油化学製品の原料等の用に供する引取り(一定の機械、車両又は装置の電源又は動力源に供する引取りについては、24. 4. 1~27. 3. 31の引取り) 	
自動車税	<ul style="list-style-type: none"> ○グリーン化 環境負荷の小さい自動車 50%軽課 (平成23年度に新車新規登録された自動車に適用) 環境負荷の大きい自動車 10%重課 	<ul style="list-style-type: none"> ○グリーン化 環境負荷の小さい自動車 50%、25%軽課 (平成24年度に新車新規登録された自動車に適用) 環境負荷の大きい自動車 10%重課
鉱区税		
狩猟税		<ul style="list-style-type: none"> 対象鳥獣捕獲員に係る税率の特例 (25. 4. 1~28. 3. 31に受ける狩猟者の登録 1/2)
産業廃棄物税		

税 目	平成26年度現在	平成27年度現在																																		
個人県民税	<ul style="list-style-type: none"> ○均等割 (26年度～35年度) 年額2,300円 [年額1,800円に年額500円を加算した額] ○所得割 <ul style="list-style-type: none"> (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 <ul style="list-style-type: none"> 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～29年度) <ul style="list-style-type: none"> (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 <ul style="list-style-type: none"> 特例不適用(～29.3.31までの譲渡) 	<ul style="list-style-type: none"> ○所得割 <ul style="list-style-type: none"> (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2% (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等の配当所得に係る県民税 2% 																																		
法人県民税	<ul style="list-style-type: none"> ○マンション敷地売却組合について収益事業課税とする(26.12.24開始の事業年度から)。 ○法人税割 4.0%(資本金等の額が1億円以下、かつ、法人税額が年1,000万円以下の法人(特定目的会社、投資法人及び保険業法に規定する相互会社除く。))については3.2%。(26.10.1開始の事業年度から) 	<ul style="list-style-type: none"> ○均等割 資本金等の額 (1) 法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額に、資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算した額 (2) 資本金と資本準備金の合算額を下回る場合は資本金と資本準備金の合算額 																																		
県民税利子割		○28.1.1以後に支払いを受けるべき利子等に係る法人の利子割について廃止																																		
県民税配当割	<ul style="list-style-type: none"> ○上場株式等の配当所得に係る税率 5% (26.1.1以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○上場株式等の配当所得等に係る税率 5% (28.1.1以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等) 																																		
県民税株式等譲渡所得割	<ul style="list-style-type: none"> ○源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の上場株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (26.1.1以後に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等) 																																			
個人事業税																																				
法人事業税	<p>【地方法人特別税からの復元】(26.10.1開始の事業年度から)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○所得のうち <table border="0"> <tr> <td></td> <td>外形法人</td> <td>特別法人</td> <td>普通法人</td> </tr> <tr> <td>年400万円以下</td> <td>2.2%</td> <td>3.4%</td> <td>3.4%</td> </tr> <tr> <td>年400万円超800万円以下</td> <td>3.2%</td> <td>4.6%</td> <td>5.1%</td> </tr> <tr> <td>年800万円超</td> <td>4.3%</td> <td>4.6%</td> <td>6.7%</td> </tr> </table> 3都道府県以上の分割法人 4.3% 4.6%※ 6.7%※ ※資本金等の額が1,000万円以上の法人にのみ適用 電気・ガス供給業、保険業を行う法人 収入金額の0.9% ※地方法人特別税(国税) <table border="0"> <tr> <td>外形標準課税対象法人</td> <td>事業税の所得割額の67.4/100</td> </tr> <tr> <td>外形対象以外の所得課税法人</td> <td>事業税の所得割額の43.2/100</td> </tr> </table> 電気・ガス供給業、保険業を行う法人 収入割額の43.2/100 		外形法人	特別法人	普通法人	年400万円以下	2.2%	3.4%	3.4%	年400万円超800万円以下	3.2%	4.6%	5.1%	年800万円超	4.3%	4.6%	6.7%	外形標準課税対象法人	事業税の所得割額の67.4/100	外形対象以外の所得課税法人	事業税の所得割額の43.2/100	<ul style="list-style-type: none"> ○外形標準課税(資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人) <table border="0"> <tr> <td>付加価値割</td> <td>0.72%</td> </tr> <tr> <td>資本割</td> <td>0.3%</td> </tr> </table> 所得割 <table border="0"> <tr> <td>所得のうち年400万円以下</td> <td>1.6%</td> </tr> <tr> <td>年400万円超800万円以下</td> <td>2.3%</td> </tr> <tr> <td>年800万円超</td> <td>3.1%</td> </tr> <tr> <td>3都道府県以上の分割法人</td> <td>3.1%</td> </tr> </table> ○地方法人特別税(国税) <table border="0"> <tr> <td>外形標準課税対象法人</td> <td>事業税の所得割額の93.5/100</td> </tr> </table> ○資本割 資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合は資本金と資本準備金の合算額を課税標準とする。 	付加価値割	0.72%	資本割	0.3%	所得のうち年400万円以下	1.6%	年400万円超800万円以下	2.3%	年800万円超	3.1%	3都道府県以上の分割法人	3.1%	外形標準課税対象法人	事業税の所得割額の93.5/100
	外形法人	特別法人	普通法人																																	
年400万円以下	2.2%	3.4%	3.4%																																	
年400万円超800万円以下	3.2%	4.6%	5.1%																																	
年800万円超	4.3%	4.6%	6.7%																																	
外形標準課税対象法人	事業税の所得割額の67.4/100																																			
外形対象以外の所得課税法人	事業税の所得割額の43.2/100																																			
付加価値割	0.72%																																			
資本割	0.3%																																			
所得のうち年400万円以下	1.6%																																			
年400万円超800万円以下	2.3%																																			
年800万円超	3.1%																																			
3都道府県以上の分割法人	3.1%																																			
外形標準課税対象法人	事業税の所得割額の93.5/100																																			
地方消費税	<ul style="list-style-type: none"> ○税率 一定税率 消費税額の17/63 ○市町村交付基準 従来分 2分の1を人口、2分の1を従業者数で按分 引上げ分 人口のみで按分 ○用途 引上げ分の地方消費税収(市町村交付金を含む。)については、全額社会保障財源化 																																			
不動産取得税		<ul style="list-style-type: none"> ○27.4.1～30.3.31間の取得(住宅又は土地) 3% ○宅地評価土地に係る課税標準の特例 27.4.1～30.3.31間の取得 1/2 																																		
県たばこ税																																				
ゴルフ場利用税																																				
自動車取得税	<ul style="list-style-type: none"> ○税率 <table border="0"> <tr> <td>自家用自動車(軽自動車を除く)</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>営業用自動車・軽自動車</td> <td>2%</td> </tr> </table> ○80%軽減税率及び60%軽減税率(すべて新車に限る。26.4.1～27.3.31の取得) ○地域住民の生活に必要な路線で維持が困難となっているものとして条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合バス(28.3.31までの取得):非課税 ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車の取得(26.4.1～28.3.31までの取得)に係る非課税 	自家用自動車(軽自動車を除く)	3%	営業用自動車・軽自動車	2%	<ul style="list-style-type: none"> ○非課税(すべて新車に限る。27.4.1～29.3.31の取得) 電気自動車、一定の天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クランデイーゼル乗用車、一定の中・軽量カブリオン車・ディーゼル車 ○80%軽減税率、60%軽減税率、40%軽減税率及び20%軽減税率(すべて新車に限る。27.4.1～29.3.31の取得) ○環境対応車に係る課税標準控除額(新車以外) 45万円、35万円、25万円、15万円又は5万円(27.4.1～29.3.31の取得) ○ノスタップバス、リフト付きバス、エバーサルドザイタカシ及びASV車に係る課税標準控除額 1,000万円、650万円、525万円、350万円、200万円又は100万円(27.4.1～29.3.31の取得) 																														
自家用自動車(軽自動車を除く)	3%																																			
営業用自動車・軽自動車	2%																																			
軽油引取税		<ul style="list-style-type: none"> ○課税免除 石油化学製品の原料等の用に供する引取り(一定の機械、車両又は装置の電源又は動力源に供する引取りについては、27.4.1～30.3.31の引取り) 																																		
自動車税	<ul style="list-style-type: none"> ○グリーン化 <table border="0"> <tr> <td>環境負荷の小さい自動車</td> <td>50%、25%軽減</td> </tr> <tr> <td>(平成25年度に新車新規登録された自動車に適用)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境負荷の大きい自動車</td> <td>10%重課</td> </tr> </table> ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車に係る非課税(26年度、26年度及び27年度) 	環境負荷の小さい自動車	50%、25%軽減	(平成25年度に新車新規登録された自動車に適用)		環境負荷の大きい自動車	10%重課	<ul style="list-style-type: none"> ○グリーン化 <table border="0"> <tr> <td>環境負荷の小さい自動車</td> <td>75%、50%軽減</td> </tr> <tr> <td>(平成26年度に新車新規登録された自動車に適用)</td> <td></td> </tr> </table> ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車に係る非課税(27年度及び28年度) 	環境負荷の小さい自動車	75%、50%軽減	(平成26年度に新車新規登録された自動車に適用)																									
環境負荷の小さい自動車	50%、25%軽減																																			
(平成25年度に新車新規登録された自動車に適用)																																				
環境負荷の大きい自動車	10%重課																																			
環境負荷の小さい自動車	75%、50%軽減																																			
(平成26年度に新車新規登録された自動車に適用)																																				
鉱区税	<ul style="list-style-type: none"> ○鉱業法の規定により特定区域における試掘権のみならず存続期間に試掘できる者を納税義務者である鉱業権者の範囲に含める。 																																			
狩猟税		<ul style="list-style-type: none"> ○対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 非課税 ○認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 非課税 ○狩猟者の登録をする日前1年以内に、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止等の目的で鳥獣保護法第9条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者が受ける狩猟者の登録 税率2分の1 (27.4.1～31.3.31に受ける狩猟者の登録) 																																		
産業廃棄物税																																				

税 目	平成28年度現在	
個人県民税		
法人県民税		
県民税利子割		
県民税配当割		
県民税株式等譲渡所得割		
個人事業税		
法人事業税	<p>○外形標準課税（資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人）</p> <p>付加価値割 1.2%</p> <p>資本割 0.5%</p> <p>所得割 { 所得のうち年400万円以下 0.3%</p> <p>年400万円超800万円以下 0.5%</p> <p>年800万円超 0.7%</p> <p>3都道府県以上の分割法人 0.7%</p> <p>○地方法人特別税（国税）</p> <p>外形標準課税対象法人 事業税の所得割額の414.2/100</p>	
地方消費税		
不動産取得税		
県たばこ税	<p>○税率（28.4.1～29.3.31の売渡し等分）</p> <p>紙巻たばこ等 1,000本につき860円</p> <p>旧3級品 1,000本につき481円</p>	
ゴルフ場利用税		
自動車取得税	<p>○非課税、80%軽減税率、60%軽減税率及び40%軽減税率（すべて新車に限る。29.3.31までの取得） 一定の重量ディーゼル車</p> <p>○地域住民の生活に必要な路線で維持が困難となっているものとして条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用バスに係る非課税（29.3.31までの取得）</p> <p>○東日本大震災による被災自動車の代替自動車の取得に係る非課税（29.3.31までの取得）</p>	
軽油引取税		
自動車税	<p>○グリーン化</p> <p>グリーン化特例の対象の見直し及び延長を行った。</p> <p>環境負荷の小さい自動車 75%、50%軽減課 （平成27年度に新車新規登録された自動車に適用）</p> <p>環境負荷の大きい自動車 15%重課 （バス及びトラックは10%重課）</p> <p>○東日本大震災による被災自動車の代替自動車に係る非課税（28年度）</p>	
鉱区税		
狩猟税		
産業廃棄物税		

16 平成28年度地方税制改正の概要（県税関係）

地 方 税 法 (平成28年法律第13号) (平成28年法律第86号)		県 税 条 例 (平成28年秋田県条例第16号) (平成28年秋田県条例第62号)
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
個人の県民税		
1 無記名の公社債、無記名の株式又は無記名の投資信託等の受益証券について、その元本の所有者以外の者が利子等の支払を受ける場合には、その元本の所有者が利子等の支払を受けるものとみなす措置を廃止することとした。(旧法24の4)	28. 4. 1	
2 個人の県民税に係る徴収及び滞納処分の特例について、その対象に、毎年5月31日現在における個人の県民税に係る滞納の状況の報告に係る滞納者以外の者が同日後の納期限に係る個人の県民税を滞納した場合を追加することとした。(法48⑧)	28. 4. 1	
3 給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収する旨の特別徴収義務者に対する通知について、当該特別徴収義務者の同意がある場合には、当該通知に代えて電子情報処理組織を使用する方法により通知事項を提供できることとし、当該提供が行われた場合には、当該通知が行われたものとみなすこととした。(法321の4⑦⑧、法321の6②)	28. 4. 1	
4 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等について、以下の措置を講ずることとした。(法附則4①)		
(1) 適用期限を2年延長すること。	28. 4. 1	
(2) 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例と重複適用できることとすること。	29. 1. 1	
5 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等について、以下の措置を講ずることとした。(法附則4の2①一)		
(1) 適用期限を2年延長すること。	28. 4. 1	
(2) 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例と重複適用できることとすること。	29. 1. 1	
6 個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を平成33年まで延長すること。(法附則5の4の2①、法附則45)	28.11.28	地方税法と同様の改正(条附則4の2の2①、条附則28)
7 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる上場株式等の譲渡の範囲について、国税において対象とされる所得税法第60条の2第1項又は第60条の3第1項の規定により行われたものとみなされた上場株式等の譲渡を対象に含まないこととすることとした。(法附則35の2の6②⑩)	29. 1. 1	
8 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費が12,000円を超える場合において、前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行っているときには、その超える部分の金額(88,000円を限度とする。)を総所得金額等から控除する医療費控除の特例を設けることとした。(法附則4の4①②)	30. 1. 1	
法人の県民税		
1 法人税割の税率について、以下の措置を講ずることとした。(法51①)	31.10. 1	平成31年10月1日以後に開始する事業年度における法人税割の税率を改めることとした。(条43、条附13)
(1) 標準税率については、100分の1とすること。		資本金又は出資金の額が1億円超又は法人税額1,000万円超の法人 100分の1. 8
(2) 標準税率を超える税率で課する場合においても、100分の2を超えることができないこととすること。		資本金又は出資金の額が1億円以下かつ法人税額1,000万円以下の法人 100分の1

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
2 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別税額控除制度の適用を受けた額とする特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長することとした。(法附則8⑤⑥)	28. 4. 1	
3 地域再生法の一部を改正する法律(平成28年法律第30号)の施行の日から平成32年3月31日までの間に地域再生法に規定する認定地方公共団体に対してまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合には、当該寄附金を支出した日を含む事業年度において支出した当該寄附金の額の合計額の100分の5に相当する金額を県民税の法人税割額から控除する特例措置を講ずることとした。ただし、当期の県民税の法人税割額の100分の20に相当する金額を上限とすることとした。(法附則8の2の2)	28. 4. 20	
4 地域再生法に規定する認定地方公共団体に対してまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合に県民税の法人税割額から控除する金額について、支出した当該寄附金の額の合計額の100分の2.9に相当する金額とすることとした。(法附則8の2の2)	31.10. 1	
事業税・地方法人特別税		
1 使用済燃料再処理機構の事業の所得で収益事業に係るもの以外のものについて、非課税措置を講ずることとした。(法72の5①七)	28.10. 1	
2 資本金の額又は出資金の額(以下、「資本金」という。)が1億円超の普通法人の事業税について、付加価値割及び資本割の割合を拡大することとした。(法72の24の7①一③一、暫措法2①、暫措法9一、暫措法13①一)	28. 4. 1	地方税法と同様の改正(条51①一③一、条附則14の2の3)
3 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置について、その対象から九州旅客鉄道株式会社を除外することとした。(法附則9①)	28. 4. 1	
4 ガス供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、ガス事業法に規定する大口供給に応じるガスの供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置について、次のとおり改めることとした。(法附則9⑩)		
(1) 適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。	28. 4. 1	
(2) 電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日以後から、ガス供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から同法による改正後のガス事業法に規定する託送供給を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加すること。	29. 4. 1	
5 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長することとした。(法附則9⑫)	28. 4. 1	
6 電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第40号)の施行の日から平成32年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事	29.10. 1	

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
業税に限り、一般送配電事業者の収入金額のうち、対象特定実用発電用原子炉設置者に交付する当該対象特定実用発電用原子炉設置者が同法の規定により使用済燃料再処理機構に対して支払う金銭に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置を講ずることとした。(法附則9⑩)		
7 地域再生法の一部を改正する法律の施行の日から平成32年3月31日までの間に地域再生法に規定する認定地方公共団体に対してまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合には、当該寄附金を支出した事業年度において支出した当該寄附金の額の合計額の100分の10に相当する金額を事業税額から控除する税額控除の特例措置を講ずることとした。ただし、当期の事業税額の100分の20に相当する金額を上限とし、基準法人所得割額の計算において、税額控除の適用を受けないものとする。こととした。(法附則9の2の2、暫措法2②、暫法3五)	28. 4. 20	
8 県が、納付された法人の事業税の額の一部に相当する額を、県内の市町村に対し、各市町村の従業者数で按分して交付する交付金(以下「法人事業税交付金」という。)を創設することとした。ただし、平成31年度に限り、市町村に対し交付されるものとされる法人事業税交付金は、同年度内に交付しないで、平成32年度に市町村に対し交付するものとされる法人事業税交付金に加算して交付するものとする。こととした。(法72の76)	31. 10. 1	
9 2に伴い、以下の措置を講ずることとした。(改正法附則5②～⑦)		
(1) 資本金1億円超の普通法人のうち平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が40億円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額が平成28年3月31日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額を超える場合にあつては、付加価値額が30億円以下の法人についてはその超える額に4分の3の割合を乗じて得た金額を、付加価値額が30億円超40億円未満の法人についてはその超える額に当該付加価値額に応じて4分の3から0の間の割合を乗じて得た金額を、それぞれ当該事業年度に係る事業税額から控除する措置を講ずること。	28. 4. 1	
(2) 資本金1億円超の普通法人のうち平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が40億円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額が平成28年3月31日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額を超える場合にあつては、付加価値額が30億円以下の法人についてはその超える額に2分の1の割合を乗じて得た金額を、付加価値額が30億円超40億円未満の法人についてはその超える額に当該付加価値額に応じて2分の1から0の間の割合を乗じて得た金額を、それぞれ当該事業年度に係る事業税額から控除する措置を講ずること。	29. 4. 1	
(3) 資本金1億円超の普通法人のうち平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が40億円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額が平成28年3月31日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額を超える場合にあつては、付加価値額が30億円以下の法人についてはその超える額に4分の1の割合を乗じて得た金額を、付加価値額が30億円超40億円未満の法人についてはその超える額に当該付加価値額に応じて4分の1から0の間の割合を乗じて得た金額を、それぞれ当該事業年度に係る事業税額から控除する措	30. 4. 1	

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
置を講ずること。		
10 3に伴い、次に掲げる事業年度における九州旅客鉄道株式会社に係る法人事業税の資本割の課税標準である資本金等の額については、それぞれ次に定める金額を控除する措置を講ずることとした。(改正法附則5⑩)	28. 4. 1	
(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度 資本準備金の額から資本金の額を控除した金額		
(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度 資本金の額と資本準備金の額との合計額に4分の3の割合を乗じて得た金額		
(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度 資本金の額と資本準備金の額との合計額に2分の1の割合を乗じて得た金額		
11 地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)は、廃止することとした。	31.10. 1	所得割及び収入割に関する税率の特例は、廃止することとした。(旧条附則14の2の3)
不動産取得税		
1 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が直接その本来の事業の用に供する不動産について、非課税とする特例措置を講ずることとした。(法73条の4①一)	28. 4. 1	
2 独立行政法人労働者健康安全機構が一定の業務の用に供する不動産について、非課税とする特例措置を講ずることとした。(法73の4①十三)	28. 4. 1	
3 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が一定の業務の用に供する不動産について、非課税とする特例措置を講ずることとした。(法73の4①三十二)	28. 4. 1	
4 国立研究開発法人水産研究・教育機構が一定の業務の用に供する不動産について、非課税とする特例措置を講ずることとした。(法73の4①三十三)	28. 4. 1	
5 中小企業者が取得する患者が継続して利用するために必要な機能及び個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有する一定の薬局の用に供する不動産について、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。(法附則11⑭)	28. 4. 1	
6 市街地再開発事業の施行に伴い、従前の権利者が取得する従前の宅地等に対応する不動産に係る課税標準の特例措置について、対象に第1種市街地再開発事業に新たに導入される個別利用区への権利変換手法により従前の権利者が取得する個別利用区内の宅地を追加することとした。(法73の14⑦)	28. 9. 1	
7 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。	28. 4. 1	
(1) 鉄道事業者が取得する全国新幹線鉄道整備法に規定する建設線の営業の開始に伴い廃止された鉄道事業に係る一定の不動産に係る非課税措置の適用期限を平成35年3月31日まで延長すること。(法附則10②)		
(2) 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が取得する一定の事業の用に供する不動産並びに独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が取得する一定の業務の用に供する不動産に係る不動産取得税の非課税措置の適用期限を平成38年3月31日まで延長すること。(法附則10④)		
(3) マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定する施行者又はマンション敷地売却組合が、マンション建替事業又はマンション敷地売却事業により取得する要除却認定マンション又		

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
<p>はその敷地に係る非課税措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。(法附則10条⑤)</p> <p>(4) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。(法附則10の2①)</p> <p>(5) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。(法附則10の2②)</p> <p>(6) 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。(法附則11②)</p> <p>(7) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。(法附則11③)</p> <p>(8) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が取得する独立行政法人中小企業基盤整備機構法に掲げる一定の業務により整備された工場又は事業場の用に供する一定の家屋に係る非課税措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。(法附則第51の2①)</p> <p>8 医療計画上の医療連携体制に基づいて周産期医療を提供する医療提供施設の開設者が取得する周産期医療のための施設の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置を廃止することとした。(旧法附則11⑨)</p>		<p>地方税法と同様の改正(条附則14の7①)</p> <p>地方税法と同様の改正(条附則14の7②)</p>
<p>自動車取得税</p> <p>1 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置について、対象に次のいずれにも該当する車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラック(軽油自動車に限る。)を追加することとした。(法附則12の2の2②五ハ)</p> <p>(1) 平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下「平成28年輕油重量車基準」という。)に適合すること。</p> <p>(2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定するエネルギー消費効率(以下「エネルギー消費効率」という。)が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率(以下「基準エネルギー消費効率」という。)であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の115を乗じて得た数値以上であること。</p>	28. 4. 1	
<p>2 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の20を乗じて得た率とする特例措置について、対象に次のいずれにも該当する車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラック(軽油自動車に限る。)を追加することとした。(法附則12の2の3②二ハ)</p> <p>(1) 平成28年輕油重量車基準に適合すること。</p> <p>(2) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。</p>	28. 4. 1	地方税法と同様の改正(条附則18の4②二)

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
<p>3 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の40を乗じて得た率とする特例措置について、対象に次のいずれにも該当する車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラック（軽油自動車に限る。）を追加することとした。（法附則12条の2の3③二ハ）</p> <p>(1) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。</p> <p>(2) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。</p>	28. 4. 1	地方税法と同様の改正（条附則18の4③二）
<p>4 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の60を乗じて得た率とする特例措置について、対象に次のいずれにも該当する車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラック（軽油自動車に限る。）を追加することとした。（法附則12の2の3④二ハ）</p> <p>(1) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。</p> <p>(2) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。</p>	28. 4. 1	地方税法と同様の改正（条附則18の4④二）
<p>5 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が取得する県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る非課税措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長することとした。（法附則12の2の2①）</p>	28. 4. 1	
<p>6 被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと県知事が認める自動車を取得した場合の当該取得された自動車に係る非課税措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長することとした。（法附則52）</p>	28. 4. 1	納税義務の免除措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長することとした。（条附則29の2）
<p>7 平成31年10月1日に自動車取得税を廃止することとした。（法2章7節）</p>	31.10. 1	地方税法と同様の改正（旧条7節・旧条附則18の3～18の6）
自動車税		
<p>1 被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと県知事が認める自動車を平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間に取得した場合の当該取得された自動車について、平成28年度分の自動車税を非課税とする特例措置を講ずることとした。（法附則54）</p>	28. 4. 1	納税義務の免除措置の適用期限を平成28年度分まで延長することとした。（条附則31）
<p>2 自動車税として環境性能割を次のとおり創設することとした。</p> <p>(1) 課税客体は、道路運送車両法に規定する自動車（自動車に付加して一体となっている物を含む。）のうち、普通自動車及び小型自動車のうち三輪以上のもの（以下「自動車」という。）とすること。（法145一、三）</p> <p>(2) 納税義務者は、自動車の取得者とする。（法146①②）</p> <p>(3) 次に掲げる自動車に対しては、環境性能割を非課税とすること。</p> <p>ア 国等が取得する自動車（法148）</p> <p>イ 次に掲げる環境への負荷の低減に著しく資する自動車（法149）</p> <p>① 電気自動車</p> <p>② 天然ガス自動車のうち、一定の環境性能を満たすもの</p> <p>③ プラグインハイブリッド自動車</p> <p>④ ガソリン自動車のうち、一定の環境性能を満たすもの</p> <p>⑤ 軽油自動車のうち、一定の環境性能を満たすもの</p> <p>⑥ ①から⑤までの自動車の範囲については、2年ごとに見直しを行うものとする。</p> <p>ウ 相続その他の形式的な所有権の移転により取得した自動車（法150）</p>	31.10. 1	地方税法と同様の改正（条123①） 地方税法と同様の改正（条123①②）

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
<p>(4) 課税標準は自動車の取得のために通常要する価額として算定した金額（以下「通常の取得価額」という。）とし、免税点は50万円とすること。（法156、法158）</p> <p>(5) 環境性能割の税率を次のとおりとすること。（法157）</p> <p>ア 次に掲げる自動車（(3)イの適用を受けるものを除く。） 100分の1</p> <p>① ガソリン自動車のうち、一定の環境性能を満たすもの</p> <p>② 軽油自動車のうち、一定の環境性能を満たすもの</p> <p>イ 次に掲げる自動車（(3)イ及び(5)アの適用を受けるものを除く。） 100分の2</p> <p>① ガソリン自動車のうち、一定の環境性能を満たすもの</p> <p>② 軽油自動車のうち、一定の環境性能を満たすもの</p> <p>ウ (3)イ、(5)ア及び(5)イの適用を受ける自動車以外の自動車 100分の3</p> <p>エ ア～ウまでの適用を受ける自動車の範囲については、2年ごとに見直しを行うものとする。</p> <p>(6) 徴収は、申告納付の方法により行い、環境性能割の納税義務者は、次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれに定める時又は日までに、申告書を道府県知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を当該道府県に納付すること。（法159、法160）</p> <p>ア 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時</p> <p>イ 移転登録を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時）</p> <p>ウ ア及びイに掲げる自動車以外の自動車で、自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）</p> <p>エ ア、イ及びウに掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から15日を経過する日</p> <p>(7) 環境性能割額に相当する額の概ね100分の65を、県内の市町村に対し、当該市町村が管理する市町村道の延長及び面積に按分して交付するものとする。（法177の6）</p> <p>(8) 営業用の自動車に対して課する環境性能割の税率を、当分の間、次のとおりとすること。（法附則12の2の10）</p> <p>ア (5)アに掲げる自動車 100分の0.5</p> <p>イ (5)イに掲げる自動車 100分の1</p> <p>ウ (5)ウに掲げる自動車 100分の2</p> <p>(9) 現行の自動車税を種別割とするほか、所要の規定の整備を行うこと。</p> <p>3 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は自動車税の税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は自動車税の税率を重くする特例措置について、次のとおり見直しを行うこととした。（法附則12の3）</p> <p>(1) 環境負荷の小さい自動車 平成28年度に初回新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずること。</p> <p>ア 次に掲げる自動車について、税率の概ね100分の75を軽減すること。</p> <p>① 電気自動車</p> <p>② 一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車</p> <p>③ プラグインハイブリッド自動車</p> <p>④ ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1</p>	<p>29. 4. 1</p>	<p>地方税法と同様の改正（条124の4、条124の6）</p> <p>地方税法と同様の改正（条124の5）</p> <p>地方税法と同様の改正（条124の7、条124の8）</p> <p>地方税法と同様の改正（条附則18の11）</p> <p>地方税法と同様の改正（条附則19）</p>

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
<p>を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもの</p> <p>⑤ 平成21年軽油軽中量車基準に適合する軽油自動車（乗用車に限る。）</p> <p>イ ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上のもの（ア④の適用を受ける自動車を除く。）について、税率の概ね100分の50を軽減すること。</p> <p>(2) 環境負荷の大きい自動車 次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。）について、それぞれ次に定める年度以後（平成29年度以後に限る。）に税率の概ね100分の15（バス（一般乗合用のものを除く。）及びトラックについては概ね100分の10）を重課する特例措置を講ずること。</p> <p>ア ガソリン自動車又はLPG自動車で平成16年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度</p> <p>イ 軽油自動車その他のアに掲げる自動車以外の自動車で平成18年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度</p> <p>4 被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと県知事が認める自動車を次に掲げる期間に取得した場合の当該取得された自動車について、それぞれ次に定める年度分の自動車税を非課税とする特例措置を講ずることとした。（法附則54）</p> <p>(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間 平成29年度分</p> <p>(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間 平成29年度分及び平成30年度分</p> <p>(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間 平成30年度分及び平成31年度分</p> <p>5 初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は種別割の税率を重くする特例措置について、次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。）について、それぞれ次に定める年度以後（平成32年度以後に限る。）に税率の概ね100分の15（バス（一般乗合用のものを除く。）及びトラックについては概ね100分の10）を重課する特例措置を講ずることとした。（法附則12の3）</p> <p>(1) ガソリン自動車又はLPG自動車で平成16年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度</p> <p>(2) 軽油自動車その他のアに掲げる自動車以外の自動車で平成18年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度</p> <p>その他</p> <p>1 修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る個人の県民税の所得割、法人の県民税又は法人の事業税について期限内申告書</p>	<p>29. 4. 1</p> <p>31. 10. 1</p> <p>29. 1. 1</p>	<p>納税義務の免除措置の適用期限を平成31年度分まで延長することとした。（条附則31）</p> <p>地方税法と同様の改正（条附則19）</p>

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
<p>又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとする。 (法56④、法64③、法72の44④、法72の45⑤)</p> <p>2 法人の合併又は分割を無効とする判決が確定した場合には、当該合併等をした法人は、合併により設立した法人又は分割により事業を承継した法人等の地方団体の徴収金について、連帯して納付し、又は納入する義務を負うこととする。 (法10の3)</p> <p>3 事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務に係る要件について、所要の見直しを行うこととする。 (法11の7)</p> <p>4 一定の不申告加算金又は重加算金を課される場合において、その申告等の前日から起算して5年前の日までの間に、その申告等に係る税目について、一定の不申告加算金又は重加算金を課されたことがあるときは、不申告加算金又は重加算金の割合に、それぞれ100分の10を加算することとする。 (法71の14④、法71の15③、法71の35⑤、法71の36③、法71の55⑤、法71の56③、法72の46④、法72の47③、法74の23④、法74の24③、法90④、法91③、法132④、法133③、法144の47④、法144の48③、法278④、法279③、法328の11④、法328の12③、法733の18⑤、法733の19③)</p>	<p>29. 1. 1</p> <p>29. 1. 1</p> <p>29. 1. 1</p>	
<p>備考) 法令名の略称 「法」：地方税法 「改正法」：地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号） 「旧法」：地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）による改正前の地方税法 「暫措法」：地方法人特別税等に関する暫定措置法 「条」：秋田県県税条例 「旧条」：秋田県県税条例等の一部を改正する条例（平成28年秋田県条例第62号）による改正前の秋田県県税条例</p>		

平成29年12月発行

平成28年度

秋田県税務統計書

編集発行 秋田県総務部税務課